

目 次

序章	1
第1章 理念・目的	3
第2章 教育研究組織	8
第3章 教員・教員組織	11
第4章 教育内容・方法・成果	18
第1節 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	
第2節 教育課程・教育内容	
第3節 教育方法	
第4節 成果	
第5章 学生の受け入れ	38
第6章 学生支援	44
第7章 教育研究等環境	52
第8章 社会連携・社会貢献	60
第9章 管理運営・財務	64
第1節 管理運営	
第2節 財務	
第10章 内部質保証	69
終章	71

序章

この数年、本学はいくつかの新しい事業に取り組んできている。平成23年度から私立大学戦略的研究基盤形成支援事業に採択された「国際的な災害看護研究および教育トレーニングを行うための拠点形成」では、タイ、インドネシア、バングラディッシュの3カ国から研究員を招き各国の災害看護テキスト作成の支援や学内教員の災害看護学研究支援を実施している。さらに、平成24年度文部科学省「博士課程リーディングプログラム」——高知県立大学を責任校として国公私立5大学（高知県立大学、兵庫県立大学、東京医科歯科大学、千葉大学、本学）で申請した「災害看護グローバルリーダー養成プログラム（DNGL Disaster Nursing Global Leader Degree Program）が採択され、平成26年4月の5年一貫の災害看護共同大学院設置に向けて様々な準備を開始している。

東日本大震災被災地支援は平成23年度に引き続きさまざまな形で教員学生が実施している。なかでも、平成24年9月にはいわき市に避難している浪江町民への健康支援に関する協定を浪江町と本学の間でかわし、日本赤十字社看護部との協働により2000名前後とされる避難住民の健康調査を進めてきている。

その他、学部では平成23年度改訂あるいは策定した3つのポリシーのもとに改訂された新カリキュラムが平成24年度からスタートした。カリキュラム改訂の趣旨は3ポリシーに加えて、過密カリキュラムの是正、医学関連科目の強化、「コアとなる看護実践能力と卒業時到達目標（文部科学省・大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会報告）」の反映等（平成23年度年報）である。大学院教育でも仕事を続けながら学ぶことができる履修モデル拡大の検討に着手する一方で、新たな分野での専門看護師教育の検討の開始や個別入学資格審査の継続実施など、応募者拡充に取り組み始めている。

さて、平成24年度の自己点検・評価では、昨年から取り組んできたPDCAサイクルに沿って点検評価を進めることがさらに徹底された。各委員会や事務局における業務遂行の在り方として、年度初めの目標確認と計画立案、これに沿って実施して必要なデータを集積する、結果データを目標に照らして年度末に評価し、次年度に向けて改善策や課題を明確にすることに取り組んだ。しかし、このようにPDCAサイクルに沿った実施、効率的な実施は今さらではあるが必ずしも容易ではない。従来自己点検・評価のあり方を抜本的に見直したのが昨年度であり、まだ馴染むさなかにあるという私たちの習熟の問題もある。

また、平成24年度年報では大学基準協会の点検・評価項目（平成24年度版）に基づいて点検・評価を実施した。しかし、平成23年度まで使用していた古い点検・評価項目からの移行期間のため、平成23年度から繰り越した目標と新しい点検・評価項目が一致していない部分もある。平成25年度の点検・評価ではこの点が是正されるはずである。点検・評価を担当する各委員会や事務局等が、平成24年度末にその年度の点検・評価を行い、簡潔な記述に努めた。そして、自己点検・評価報告書（平成24年度年報）を平成25年度半ばまでには発行するという目標を立てて編集作業を行った。単年度の自己点検評価のまとめとしては、徐々に目的に沿う形になってきつつある。

しかしながら、本来であれば、冒頭に述べた新規事業等は大学全体の将来構想や中期計

画の中でそれぞれの目的をもって位置付けられ、単年度の自己点検評価にも反映される必要がある。しかるに、その点は未だ十分とは言えないかもしれない。これは年報編集委員会や各委員会、部署等の問題ではない。本学は6大学を擁する赤十字学園のなかの1大学であり、学園の第1期中期計画（平成21年度から25年度までの5年間）のさなかにあるが、これまでは事務局を中心とする学園向け報告書作成に終わってきたのが実情であり、大学全体での共有化は不十分であった。エネルギーを注いできた取り組みが中期計画のどこに位置付くのか、本学はどこに向かっているのか、十分浸透しているとは言い難い。したがって、本自己点検評価報告書には十分取り上げられていなかったり、意識化されていなかったりするところがあるかもしれない。この点は、24年度も含めこの数年で解決すべき課題と認識している。

第1章 理念・目的

1. 前年度から持ち越した目標

(1)大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

〈看護学部〉

①新しい学部の理念、教育目的等が新カリキュラムと整合的か検証を行う。

〈看護学研究科〉

①目的が現状にあっているかどうか点検・評価を継続する。

(2)大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

(3)大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

〈看護学部〉

①周知と検証の方法が適切かどうか点検・評価を継続する。

〈看護学研究科〉

①周知と検証の方法が適切かどうか点検・評価を継続する。

2. 現状の説明

(1)大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

〈大学全体〉

本学の目的は、学則第1条において、「赤十字の理想とする人道の理念に基づき、広い知識と深い専門の学芸とを教授、研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることによって、保健医療の分野で活躍できる人材を育成し、看護学の発展及び人類の福祉に寄与すること」と定められている（資料1-1）。

〈看護学部〉

上記の大学の目的に基づき、学部の教育理念は、「人々の尊厳と権利を守り、看護を通して赤十字の理念である「人道(Humanity)」の実現にむけて努力する人間を育てる」と規定されている（資料1-2）。

このほか、教育目的、教育目標、学部卒業生の特性（ディプロマポリシー）を以下のよう

に定めている。

教育目的：

赤十字の理念に基づき、看護の実践と研究に必要な基礎的能力をもち、人類と国際社会に貢献できる、幅広い教養と豊かな人間性のある人材を育てることを目指す。

教育目標：

- (1)人間がそれぞれに固有の価値をもったかけがえのない存在であることを理解するために必要な知識と感性を身につけ、かかわり合うことができる基礎的能力を養う。
- (2)人間の尊厳(Human Dignity)と権利(Human Rights)を擁護し、倫理的な判断に基づいて行動することのできる基礎的能力を養う。
- (3)さまざまな健康課題を判断し、対処できるための基礎的能力を養う。

第1章 理念・目的

- (4) 急激な自然・社会変化により危機的な健康課題を抱えた人々に必要な看護が実践できるための基礎的能力を養う。
- (5) さまざまな領域の専門家と連携した学際的な活動を展開し、新たな保健福祉コミュニティを創りだすことに貢献できる基礎的能力を養う。
- (6) 国際的な視野を持ち、変化する社会のなかでの自らの役割を認識し、看護実践を通じて国内外で社会貢献することのできる基礎的能力を養う。
- (7) 看護の実践・教育・研究において、生涯にわたって自らを発展させ続けることができるための基礎的能力を養う。
- (8) 常に人間としての成長を目指すとともに、看護専門職としての誇りと責任をもって実践することができる知識と技術を見につける。

学部卒業生の特性（ディプロマポリシー）：

(1) 関係を築く力

- ① 一人ひとりの人間を総合的に理解することができる。
- ② 異なる文化、価値観をもつ人々を、かけがえのない人間として尊重する態度を身につけている。
- ③ 自己の考えを相手に分かるように主張できるだけでなく、他の人たちそれぞれの独自性を認めつつ、相互に高めあい、支えあう関係を築く能力を身につけている。

(2) 擁護する力

- ① 人間の尊厳と権利を倫理的な視点から擁護する能力を身につけている。
- ② 一人ひとりの人間の意思と独自性を尊重し守るための能力を身につけている。

(3) 探求する力

- ① 健康上の諸課題に気づく能力を身につけている。
- ② 健康上の諸課題をさまざまな角度から分析する能力を身につけている。
- ③ 健康上の諸課題に対処するための方法を、根拠に基づいて検討する能力を身につけている。
- ④ 看護の実践、研究に必要な知識・技術を探求する基礎的な能力を身につけている。

(4) 実践する力

- ① 健康レベルに応じた諸課題への対処に必要な知識・技術を学び、実践する能力を身につけている。
- ② 環境や状況に応じた看護を実践する能力を身につけている。
- ③ 災害等の危機的な状況下に生じる健康問題を理解し、援助活動に必要な知識・技術を身につけている。
- ④ 看護を受ける人の持つ力を活かして実践する能力を身につけている。
- ⑤ 自らの行った実践を振り返り、評価する能力を身につけている。

(5) 連携する力

- ① 変化する保健医療福祉システムに即して看護の機能や看護職の役割を果たす能力を身につけている。

②他の専門職の機能や役割を理解し、必要に応じて調整的な機能を果たすための基礎的能力を身につけている。

③地域社会のなかで、さまざまな人々と連携し、健康上の諸課題に対応するためのネットワークの一員として協働する能力を身につけている。

(6)国際貢献する力

①国際的な視野に立って、健康上の諸課題を理解することができる。

②本学で培った知識・技術を活かして、国際貢献する基礎的能力を身につけている。

(7)成長する力

①専門職としての自らを評価し、必要とされる課題を見いだす能力を身につけている。

②国内外の社会変化を的確に把握し、その中で求められる役割に対応できる基礎的な能力を身につけている。

③専門職として実践、研究、教育を行うために、自らの可能性を追求し、人間として成長し続ける能力を身につけている。

④同僚や後輩など専門職同士で共に教え学びあい、成長し合う姿勢を身につけている。

(8)変化を生み出す力

①変動する社会に常に関心をもち続け、種々の状況下での人々の健康へのニーズを発見する能力を身につけている。

②より良い社会の実現にむけて新たな看護を創り出そうとする姿勢を身につけている。

〈看護学研究科〉

研究科の目的は、大学院学則第1条において「赤十字の理念である人道の精神に基づき、広く看護の実践と教育・研究に関する理論と方法を教授し、高度な看護専門職者としての深い学識および卓越した能力、豊かな感性と人間性を培うことを通して、看護学の発展と深化に寄与するとともに、人びとの福祉とつながりを基盤とした文化の創造と発展に貢献すること」と定められている（資料1-3）。

修士課程の目的は、「広い視野に立って深い学識を教授し、人間性を涵養するとともに、看護学における研究能力又は高度な専門性を必要とする看護職者としての高い能力を培うこと」（大学院学則第5条）である。

博士後期課程の目的は、「看護学研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる幅広く豊かな学識を養うこと」（大学院学則第6条）である。

(2)大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

〈大学全体〉

学生には、学生便覧やシラバスに教育理念・目的等を掲載し、4月の教務ガイダンスで説明している。教職員には、新任教職員の研修において説明している。

第1章 理念・目的

社会への公表は、主に大学案内・大学院案内やホームページ等で行っている。

〈看護学部〉

大学案内は毎年改訂し、入学希望者だけでなく全国の高等学校や医療機関等にも配布している。オープンキャンパスでは、本学の特色や教育課程等の説明時、学部の教育理念・目的・目標等についても説明している。

〈看護学研究科〉

大学院案内は毎年改訂し、入学希望者だけでなく全国の看護系大学や医療機関等に配布している。大学院説明会において本学の目的や研究科の目的等について説明している。

(3)大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

〈大学全体〉

検証は学部と研究科の各教務委員会が中心になって行っている。特にカリキュラムとの整合性を重視している。

〈看護学部〉

学部教務委員会では、平成24年度から新しいカリキュラムがスタートするのに合わせて、前年度に教育理念・目的・目標、ディプロマポリシーと新カリキュラムの整合性を検討し見直しを行った。今後、改訂した教育理念等の適切性について、学生による授業評価アンケートや教職員アンケート、FD等をもとに検証を行う予定である。

〈看護学研究科〉

研究科教委委員会では、学生による授業評価アンケートや研究指導等をもとに、研究科の目的が実現されているか検証を行っている。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・オープンキャンパスや外部の進学相談会等で受験生から本学の特色や教育理念・目的等について聞かれる機会が増えている（資料 1-4、p.17）。これは本学の理念・目的等が周知されていることの一例であろう。また、卒業生の約7割が赤十字病院に就職していることは、本学の教育理念・目的等が学生に理解されているといえる（資料 1-5）。

〈看護学研究科〉

- ・例年、修士修了生の3~6割が赤十字関連施設（病院等）であり、特に助産修了生の割合は高い（資料 1-6）。これは本学の理念・目的の影響ともいえる。また、修了生のなかで赤十字の国際救援活動に参加する者も出ていることもその一例である。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・新カリキュラムを履修した学生が卒業する平成27年度までに、ディプロマポリシーの到達度を調査する仕組みを検討する。

〈看護学研究科〉

- ・本学の研究科は、「高度な専門性を必要とする看護職者としての高い能力を培うこと」を目的

として専門看護師教育課程として日本看護協会から認定を受けている。しかし、各年度の専門看護師認定試験合格者の正確な把握ができていない。

4. 次年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・卒業生が多く就職している赤十字病院が本学の卒業生をどのように評価しているか情報収集を行う。

〈看護学研究科〉

- ・修了生が多く就職している赤十字関連施設（病院等）が修了生をどのように評価しているか情報収集を行う。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・ディプロマポリシー到達度の評価方法を開発する。

〈看護学研究科〉

- ・修了後の専門看護師認定試験の合格状況を正確に把握できるように追跡調査等を行う。

5. 根拠資料

- 1-1 日本赤十字看護大学学則
- 1-2 日本赤十字看護大学ホームページ>大学案内>教育理念・目的・目標
- 1-3 日本赤十字看護大学大学院学則
- 1-4 2013 入試ハンドブック
- 1-5 平成24年度卒業生の就職状況
- 1-6 平成4年度修了生の就職状況

第2章 教育研究組織

1. 前年度から持ち越した目標

(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

〈附置研究所・センター等〉

①看護実践・教育・研究フロンティアセンターの各部門が、現在の活動実態に即して事業を展開・評価しやすいような組織編体制を検討する。

(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

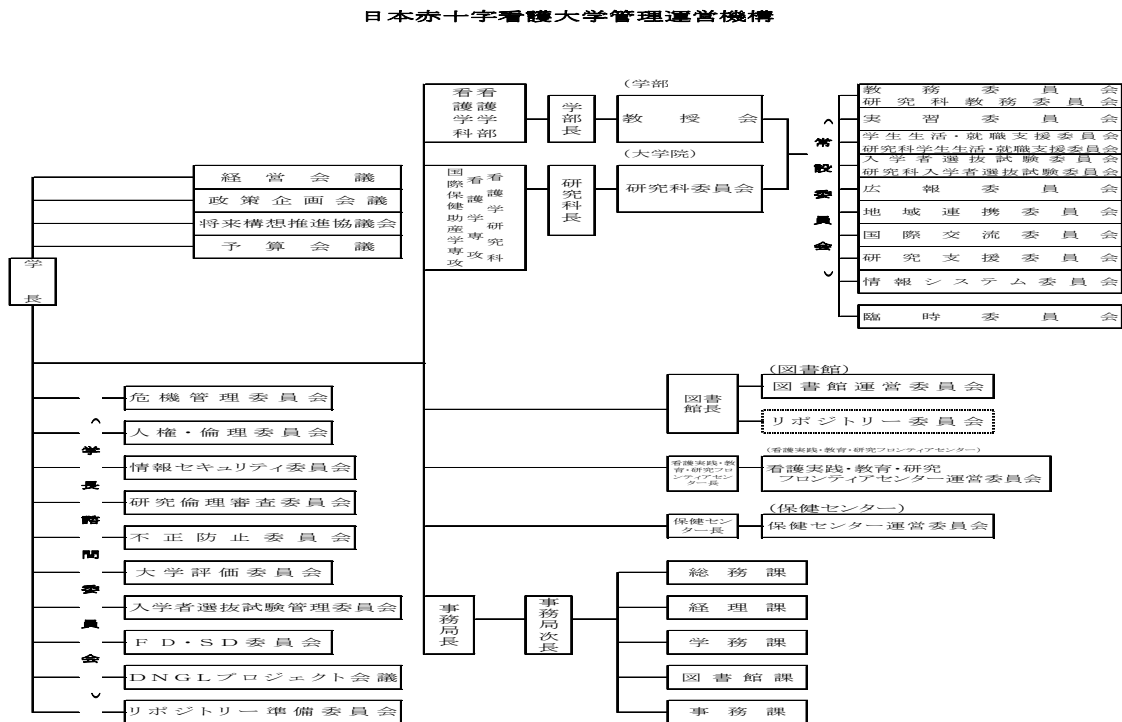
※平成24年度からの新項目のため、平成25年度に目標設定を行う。

2. 現状の説明

(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

本学の学部、研究科、看護実践・教育・研究フロンティアセンター（以下「フロンティアセンター」という）は、本学教育理念、目的、目標に沿って開設されている。それらの組織構成は以下の図2-1のとおりである。各組織構成は、第3章等で触れる。

図2-1 日本赤十字看護大学管理運営機構



フロンティアセンターは、日本赤十字看護大学学則第43条の3第2項に規定する学部、大学

院からは独立した研究施設として位置づけられている。フロンティアセンターは、①研究・実践リンク部門、②災害看護部門、③フロンティアセミナー部門、④認定教育課程、⑤広報に大別され、フロンティアセンター長と各部門長を置く。同センターの運営は、フロンティアセンター運営委員会において検討されている。運営委員会の構成員はフロンティアセンター長、学部長、部門長、事務局長、事務局である。運営委員会は、平成24年度は年11回開催され、①年間計画及び会計・予算、②認定看護師教育課程の運営、③各事業の運営等であった。運営に関わる財源は、原則として自主財源である。フロンティアセンター専従の職員は雇用せず、事務局が兼担している。

(2)教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

本学では、経営会議、教授会、研究科委員会、フロンティアセンター運営委員会において、各審議案件を経営・教育・研究面の観点から適切性に審議している。それに伴って、教育研究組織の適切性について適宜検証を図っている（資料2-1）。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

- ・教育研究の連続性は保たれている。学部卒業後、数年の臨床経験等を経て大学院へ進学してくる卒業生も多い。このことは、看護の一貫性と教育の継続性から組織されている教育研究組織の適切性を保証しているものである。
- ・フロンティアセンター運営会議にて、提出される諸課題を教育研究組織の適切性と絡めて検討している。平成23年度までは、実践部門、教育部門、研究部門、広報部に分けられていたが、災害看護に関する事業の拡大、フロンティアセミナーの充実を図るため、平成24年度に組織を改編した。組織改編に伴い、それぞれの部門の活動が活性化された（資料2-2）。

②改善すべき事項

- ・教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているわけではないため、今後検証内容等も含めて改善していく。
- ・フロンティアセンターの各種事業によっては、大学全体として活動していく必要があるため、その都度、プロジェクトチームを組織する必要がある。

4. 次年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

- ・上記の取り組みを今後も継続する。

②改善すべき事項

- ・検証内容・方法・時期を明文化する。
- ・大学院修士課程専門看護師教育課程に関わる講義・演習を担当する教員の数を検討し、適切な配置を行う。
- ・平成26年度に申請予定の大学院修士課程における新たな専門看護師教育課程カリキュラムに応じた教員編成を来年度中に検討する。

第2章 教育研究組織

- ・フロンティアセンターの平成 25 年度実施予定の各種事業において、プロジェクトチームを組織する必要がある場合には、部門長がリーダーとなり、チームメンバーを募り大学全体として活性化していく。

5. 根拠資料

2-1 業務規則

2-2 看護実践・研究・教育フロンティアセンター〈平成 24 年度実績報告書〉

第3章 教員・教員組織

1. 前年度から持ち越した目標

(1)大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

※平成24年度からの新項目のため、平成25年度に目標設定を行う。

(2)学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

〈看護学部〉

①定員不足の領域の教員を補充する。

〈看護学研究科〉

①定員不足の領域の教員を補充する。

(3)教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

※平成24年度からの新項目のため、平成25年度に目標設定を行う。

(4)教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

〈看護学部〉

①平成24年度カリキュラム進行に伴って、引き続き必要なワークショップを開催する。

〈看護学研究科〉

①大学院教育に特化したFDワークショップを引き続き実施する。

②大学院の授業評価を継続的に実施し、その活用方法と公開方法を検討する。

2. 現状の説明

(1)大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

〈大学全体〉

大学が求める教員像については、以下の通りである。

- ①本学が求める教員像については、教育・研究・大学運営に関して、多角的な能力をいかし十分に発揮することである。具体的には、教育の理念並びに目的・目標を十分理解し、それぞれの専門分野における教育・研究、地域貢献に関する役割をとり、大学運営の観点から大学行事や常置委員会の業務を行うことで、積極的役割を果たすこと等があげられる。しかしながら、これらはあくまでも明文化されたものではない。
- ②上記における教員の資質等を反映させるものとして、職位の資格要件を定めている。教授・准教授・講師・助教・助手、それぞれの職位に、求められる教育の教育・研究業績、資質等を規程で定められている（資料3-1～3）。また職位の昇格基準に関する規程もある（資料3-4～5）。
- ③求められている教員像の概略は、教員にも周知されている。大学全体に配付している大学案内等の冊子体（資料3-6）での周知活動を中心に、新任教員に対しては、着任時のオリエンテーションで学長からの講話等からも周知される。

教員組織の編制方針については、特に定めていない。また、年齢構成や男女比率についても同様に定めていない。

〈看護学部〉

第3章 教員・教員組織

各領域の教員配置は、現在のところ教授、准教授、講師、助教、助手という構成になっている。ただし、総人数は学長をいれて67名となっているが、領域ごとの規定人数等は決まっていない。

〈看護学研究科〉

学部と同様に、教員組織の編制方針については、特に定めていない。CNS領域は、教授・准教授・講師から2名で構成するようにしている。

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

〈大学全体〉

本学には看護学部看護学科および大学院看護学研究科（修士課程および博士後期課程）が設置されている。そのため、教員には学位取得者を中心に高い教育・研究能力をもつことが求められる。各領域の教員配置は、教授、准教授、講師、助教、助手となっている。

〈看護学部〉

看護学部看護学科の教育研究組織は、教養教育科目・専門基礎科目・看護専門科目から構成される。概要を表3-1に示す。

表 3-1 看護学部 教員組織

授業科目		職 位				
		教授	准教授	講師	助教	助手
教 養 教 育 科 目	教養的科目	1	1			
	外国語	1	1			
専門基礎科目		3				
看 護 専 門 科 目	基礎看護学Ⅰ（基礎）	2*	2	2**	2	1
	精神保健看護学	2		2		1
	発達看護学Ⅰ（成人）	1	2	2	4**	
	発達看護学Ⅱ（母性）	1	2	2	4	
	発達看護学Ⅲ（小児）	1	2		1	1
	発達看護学Ⅳ（老年）	1	2	1		2
	地域看護学	1		2	1	2
	看護教育学	1		1		
	看護管理学	1	1		1	
	国際・災害看護学	2		2		
保健室		1				
教養教育科目		5				
専門基礎科目		2				
看護専門科目		14				
保健室		1				
計		19*				
合計		67				

*学長を含む **認定担当（兼務）を含む

大学全体の教員の年齢構成は表3-2のとおりである。

表3-2 教員の年齢構成（平成24年4月1日現在）

職位	66歳～ 70歳	61歳～ 65歳	56歳～ 60歳	51歳～ 55歳	46歳～ 50歳	41歳～ 45歳	36歳～ 40歳	31歳～ 35歳	計
教授	1 5.6%	5 27.8%	5 27.8%	3 16.7%	2 11.1%	2 11.1%			18 100.0%
准教授			2 16.7%	1 8.3%	2 16.7%	7 58.3%			12 100.0%
講師			1 7.1%		5 35.7%	3 21.4%	5 35.7%		14 100.0%
助教					1 14.3%	1 14.3%	2 28.6%	3 42.9%	7 100.0%
計	1 2.0%	5 9.8%	8 15.7%	4 7.8%	10 19.6%	13 25.5%	7 13.7%	3 5.9%	51 100.0%

〈看護学研究科〉

看護学研究科修士課程には、看護学専攻と国際保健助産学専攻があり、それぞれの教育研究組織は表3-2および表3-3に示した。

表3-2 大学院修士課程 看護学研究科（看護学専攻）教員組織

領域	職位	教授	准教授	講師・助教
基礎看護学		2	2	
がん看護学				
小児看護学		1	2	
成人看護学		2	1	1
老年看護学		1	1	
精神保健看護学		2		1
地域看護学		1		1
看護教育学		1		1
看護管理学		1	1	
国際・災害看護学		3		1
共通		2		
計		16	7	5
合計			28	

表3-3 大学院修士課程 看護学研究科（国際保健助産学専攻）教員組織

領域	職位	教授	准教授	講師・助教
専任		2	2	1
兼任		5	2	
計		7	4	1
合計			12	

第3章 教員・教員組織

大学院看護学研究科博士後期課程には、基礎・母性・小児・成人・老年・精神保健・地域・教育・管理の9領域があり、主に教授が研究指導を行っている。教員組織は表3-4のとおりである。

表3-4 大学院博士後期課程 教員組織

領域	職位	教授
基礎看護学		2
小児看護学		1
成人看護学		2
老年看護学		1
精神保健看護学		2
地域看護学		1
看護教育学		1
看護管理学		1
計		11

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

〈大学全体〉

看護学部・看護学研究科共に、「教員選考規程」、「教員選考規程細則」、「教員選考基準規程」、「教員昇格内規」、「教員（内部昇格）業績基準」に則り、教員選考委員会で教員の選考を行っている。平成24年度には上記規程等に従って5件の教員ポストについて公募を行い、選考委員会が学部6回、研究科6回開催された。

また、今年度は学部および研究科の実習指導にかかわる臨床教授・准教授・講師の選考基準を明確化し、新たな臨床教授・准教授・講師が教授会および研究科委員会で承認された。

〈看護学部〉

これまで年度ごとに看護教員選考委員と一般教育教員選考委員が選ばれ、審査を行っていたが、今年度から選考ごとに委員を指名し、委員会を設けることに改めた。昇格判定人事についても、規程に則り昇格判定人事委員会を中心に教員人事を行っているが、平成24年度には昇格人事はなかった。

〈看護学研究科〉

大学院博士後期課程の院生数の増加傾向に伴い、博士後期課程の教員組織について検討を行った。その結果、論文指導および審査に関わることのできる教員の範囲を拡大することにし、その基準の明確化を図った。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

〈大学全体〉

平成24年度は、「教員の教育研究活動の向上及び職員の能力開発の向上を目的とし、その改善、充実を図るために」（「FD・SD委員会規程」第1条）、教授会のもとにFD・SD委員会が新設された。従来、各委員会や事務局が個別に行ってきたFD・SDを同委員会が体系的に

組織化することを目指し、FD・SD ポリシー・マップの検討を始めた。

授業改善に役立てるための学生による授業評価は継続して実施した。

〈看護学部〉

平成 24 年度の FD として、実習委員会主催の「実習指導を語り合う会」が年 2 回開催された。いずれも自由参加で、1 回目（10 月）は実習指導に関するフリーディスカッションで 12 名参加、2 回目（1 月）は出来事報告書の事例をもとにしたディスカッションで 23 名の参加があった。また、研究支援委員会と研究倫理審査委員会の共催で「公正な科学研究にむけて：ミスコンダクトを考える」（講師：山崎茂明・愛知淑徳大学教授）が 3 月に開催され（参加者 103 名）、参加者には受講証が発行された。さらに、FD・SD 委員会主催による「ディプロマポリシーと実習指導」が 3 月に開催され、前年度に制定したディプロマポリシーと今年度からスタートした新カリキュラムとの関係性について学んだ（参加者 59 名）。

学生による授業評価については、平成 25 年度からすべての授業科目で実施し、その結果を公表することについて、FD・SD 委員会で具体的な検討を行った。

〈看護学研究科〉

平成 24 年度は、授業評価を継続して実施したほか、表 3-5 に示したような図書館の企画による情報検索等に関する FD を実施した。

表3-5 情報検索などに関するFD

テーマ	医学中央雑誌、J-Dream II 利用講習会
開催日時	平成 24 年 5 月 29 日（火）18:00～20:00
講師	平山恵三氏（株式会社紀伊國屋書店）
内容	医学中央雑誌、J-Dream II の利用法について
対象者	教員、大学院生、学部生
出席人数	教職員・学生 18 名（教職員 4 名、大学院生 12 名、学部生 2 名）
テーマ	Cochrane Library 利用講習会
開催日時	平成 24 年 6 月 5 日（火）18:00～20:00
講師	CINAHL：齋藤卓男氏（EBSCO Publishing） Cochrane Library：笠原裕治氏（ワイリー・ジャパン）
内容	CINAHL、Cochrane Library の利用法について
対象者	教員、大学院生、学部生
出席人数	教職員・学生 16 名（教職員 4 名、大学院生 12 名）
テーマ	Refworks 利用講習会
開催日時	平成 24 年 6 月 11 日（月）18:00～20:00
講師	長谷川智史氏・宍戸茉莉氏（株式会社サンメディア）
内容	Refworks の利用法について
対象者	教員、大学院生、学部生
出席人数	教職員・学生 31 名（教職員 5 名、大学院生 25 名、学部生 1 名）

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

第3章 教員・教員組織

〈大学全体〉

- ・従来から、教務委員会が教育に関するFDを、研究支援委員会が研究に関するFDを実施してきた。その成果は、学生による授業評価の結果（資料3-7）や教員研究業績（資料3-8）に現れている。

〈看護学部〉

- ・助手・助教は領域ごとに配置されているが、その壁を超えて学部の基礎実習指導に携わる協力体制が作られている。
- ・「実習指導を語り合う会」の参加者の声から、参加者がそれぞれの実習指導体験を共有し、今後の指導の改善につながっていることがわかる（資料3-9）。実習FDは、新カリキュラムにおける実習全体の構造を確認し、各看護領域の実習の位置づけを理解することと、実習とディプロマポリシーとの関係を確認することを目的としたが、参加者アンケートの結果からすれば、その目標を達成できたといえる（資料3-10）。

〈看護学研究科〉

- ・授業評価の実施により翌年度の授業改善に役立っている（資料3-11）。

②改善すべき事項

〈大学全体〉

- ・新設のFD・SD委員会は、学生による授業評価の全科目実施に向けての検討が最優先課題となったため、本学のFDの方針などの検討については次年度以降の課題となった。

〈看護学部〉

- ・授業改善に役立つFD、例えば、アクティブラーニングなどについて先進的な実践に学ぶことのできる企画が実施されてよい。

〈看護学研究科〉

- ・大学院修士課程専門看護師教育課程に関わる講義・演習を担当する教員の数を検討し、適切な配置を行う。
- ・平成26年度に申請予定の大学院修士課程における新たな専門看護師教育課程カリキュラムに応じた教員編成を来年度中に検討する必要がある。
- ・学部のFDと連携する形で大学院教育に関するFDを実施する。

4. 次年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈大学全体〉

- ・FD・SD委員会は、各委員会が実施してきたFDを体系的に整理し、全体を組織化する。

〈看護学部〉

- ・臨床研究倫理指針（文部科学省）で義務づけられている研究倫理講習の実施を継続する。

〈看護学研究科〉

- ・学部の授業評価に倣い、全科目実施について検討を行う。

②改善すべき事項

〈大学全体〉

- ・FD・SD委員会が中心となり本学のFDの基本方針などの検討を行う。

〈看護学部〉

- ・新人教員、中堅教員などの教員の授業力向上に役立つFDを実施する。

〈看護学研究科〉

- ・大学院教育に関するFDワークショップを実施する。

5. 根拠資料

- 3-1 教員選考規程（学部・研究科）
- 3-2 教員選考規程細則（学部・研究科）
- 3-3 教員選考基準規程（学部・研究科）
- 3-4 教員昇格内規
- 3-5 教員（内部昇格）業績基準
- 3-6 大学事務案内 教員組織表
- 3-7 学部学生による授業評価の結果
- 3-8 教員研究業績
- 3-9 「実習指導を語り合う会」参加者アンケート結果
- 3-10 実習FD参加者アンケート結果
- 3-11 研究科学生による授業評価の結果

第4章 教育内容・方法・成果

第1節 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 前年度から持ち越した目標

(1)教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

(2)教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

(3)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

(4)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

※平成24年度からの新項目のため、平成25年度に目標設定を行う。

2. 現状の説明

(1)教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

〈看護学部〉

学生便覧（資料4-1-1、p.10）に、以下の教育目的・目標を明示している。

赤十字の理念に基づき、看護の実践と研究に必要な基礎的能力をもち、人類と国際社会に貢献できる、幅広い教養と豊かな人間性のある人材を育てることを目指す。

- 1) 人間がそれぞれに固有の価値をもったかけがえない存在であることを理解するために必要な知識と感性を身につけ、かかわり合うことができる基礎的能力を養う。
- 2) 人間の尊厳（Human Dignity）と権利（Human Rights）を擁護し、倫理的な判断に基づいて行動することのできる基礎的能力を養う。
- 3) さまざまな健康課題を判断し、対処できるための基礎的能力を養う。
- 4) 急激な自然・社会変化により危機的な健康課題を抱えた人々に必要な看護が実践できるための基礎的能力を養う。
- 5) さまざまな領域の専門家と連携した学際的な活動を展開し、新たな保健福祉コミュニティを創りだすことに貢献できる基礎的能力を養う。
- 6) 国際的な視野を持ち、変化する社会のなかでの自らの役割を認識し、看護実践を通じて国内外で社会貢献することのできる基礎的能力を養う。
- 7) 看護の実践・教育・研究において、生涯にわたって自らを発展させ続けることができるための基礎的能力を養う
- 8) 常に人間としての成長を目指すとともに、看護専門職としての誇りと責任をもって実践することができる知識と技術を身につける。

これらの目標を達成するべく授業科目を配置し、入学年度によって4年間で修得すべき

単位数を以下の通り明示している（資料 4-1-1、pp. 18-23）。

【平成 21・22 年度入学生】 必修科目 110 単位、選択科目 16 単位以上、計 126 単位以上

【平成 23 年度入学生】 必修科目 106 単位、選択科目 20 単位以上、計 126 単位以上

【平成 24 年度入学生】 必修科目 100 単位、選択科目 24 単位以上、計 124 単位以上

上記の単位を修得することにより、卒業時には、学士（看護学）の学位が授与されることを日本赤十字看護大学学則（根拠資料 4-1-1、p. 82）、および日本赤十字看護大学学位規定（資料 4-1-1、p. 100）にて明示している。

〈看護学研究科〉

大学院シラバス（資料 4-1-5、p. 3）に、「本大学院は、赤十字の理念である人道の精神に基づき、広く看護の実践と教育・研究に関する理論と方法を教授し、高度な看護専門職者としての深い学識及び卓越した能力、豊かな感性と人間性を培うことを通して、看護学の発展と深化に寄与すること、人びとの福祉とつながりを基盤とした文化の創造と発展に貢献することを目的としている。」と説明している。

修士課程では、「広い視野に立って深い学識を教授し、人間性を滋養するとともに、看護学における研究能力又は高度な専門性を必要とする看護職者としての高い能力を培うこと」を目的としている（根拠資料 4-1-5、p. 3）。目的に基づいた学位授与方針としてのディプロマポリシーは、24 年度に検討し、25 年度大学院シラバスに以下のとおりに明示している（資料 4-1-5、pp. 3-4）。

看護学研究科修士課程に所定の期間在学し、本研究科の修了要件となる単位数を修得するとともに、学位論文審査に合格し、以下の要件を満たす者に、学位（修士（看護学））を授与する。

- ①現場のさまざまな課題を幅広い視点から捉え探求する能力。
- ②人間の尊厳と権利を擁護し、倫理観をもとに問題を探求する能力
- ③研究に取り組むための基礎的能力
- ④保健医療福祉システムにおいて、他の専門職との協働、看護職としての役割を發揮する能力

高度専門職業人を目指す人は①～④に加え、以下の能力を身につけている。

- ⑤看護学の専門分野における卓越した臨床看護能力。
- ⑥課題を解決するために、既存のシステムのみならず新たなシステムを構築し、マネージメントする能力。

研究者・教育者を目指す人は①～④に加え、以下の能力を身につけている。

- ⑦看護学の専門分野についての知識を体系化する能力。
- ⑧看護学の発展に寄与する研究、それらに基づく教育に取り組む基礎的な能力。

博士課程では、「看護学研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる幅広く豊かな学識を養うこと」を目的としている（資料 4-1-5、p. 3）。目的に基づいた学位授与方針としてのディプロマポリ

第4章 教育内容・方法・成果

シーは、24年度検討し、25年度大学院シラバスに以下のとおりに明示している（資料4-1-5、p.4）。

看護学研究科博士課程に所定の期間在学し、本研究科の修了要件となる単位数を修得するとともに、学位論文審査に合格し、以下の要件を満たす者に、学位（博士（看護学））を授与する。

- ①看護において、高い学識・高度な実践能力に基づき、看護学の発展と深化に寄与し、人びとの健康と福祉に貢献しうる研究活動を独立して担う能力を有している。
- ②卓越した専門性と倫理観を有し、指導者、管理者、教育者、研究者として、国際的・学際的にリーダーシップを発揮できる資質・能力を有している。

これらの目標を達成するべく授業科目を配置し、修士課程看護学専攻コースと国際保健助産学研究コースは所定の科目について30単位以上、国際保健助産学実践コースは所定の科目30単位以上と指定された助産師資格受験科目23単位、計53単位以上を習得することが要件となっている。その上で、修士論文および課題研究の審査及び最終試験に合格することで学位が授与される（資料4-1-5、pp.11-15）。

博士後期課程は所定の科目について10単位以上を習得し、博士論文の審査及び最終試験に合格することで学位が授与される（資料4-1-1：p.42）。

これらの要件については、大学院シラバスの日本赤十字看護大学大学院学則の第33条（根拠資料4-1-5、pp.55-56）にも明示している。

(2)教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

〈看護学部〉

本学の教育課程について、学則の第24条から第31条にわたって明示している（資料4-1-1、pp.81-82）。

教育目標に基づいた学科目を以下の通りに構成・区分・分類し、教育課程の実施方針を学生便覧に明示している（資料4-1-1、pp.11-13）。

学科目の構成・区分について

【平成23年度以前入学生】

基礎科目群：赤十字、人間、社会、自然と科学、情報、言葉、基礎ゼミ、健康

看護専門科目群：看護論、看護技術論、看護援助論、精神保健看護学、発達看護学、健康レベル別看護学、地域看護学、看護管理学・看護教育学、応用看護学、国際・災害看護学、看護学実習、研究、

【平成24年度入学生】

基礎科目群：赤十字、人間、社会、自然と科学、情報、言葉、基礎ゼミ、健康

看護専門科目群：看護論、看護技術論、看護援助論、精神保健看護学、発達看護学、健康レベル別看護学、地域・在宅看護学、看護管理学・看護教育学、応用看護学、国際・災害看護学、看護学実習、研究、公衆衛生看護学

学科目の分類について

授業形態による分類：講義科目、演習科目、実習科目

履修要件による分類：必修科目、選択必修科目、選択科目

本学の教育課程は、幅広い教養と人間性のある人材育成を目的とした基礎科目群と看護学の専門的知識・技術の学習を目的とした看護専門科目群の2科目群で構成されている。教育理念と目標を達成するためにそれぞれの要素を区分化したうえで、講義、演習、実習の科目を設定している。また、教育目標に到達する上で、講義科目、演習科目、実習科目を教育課程に設置している。

学生便覧に学則、履修要項が明示され、卒業要件の内訳として必修科目、選択必修科目、選択科目の単位数が示されている（資料4-1-1、pp. 18-19）。

保健師教育課程の定員数および履修手続、選抜方法について示したうえで、保健師教育課程選択履修者の教育課程を学生便覧で明示している。保健師教育課程選択履修者は、保健師国家試験受験資格取得のために、看護師教育課程での卒業要件である124単位の修得のほかに「公衆衛生看護学分野」の10単位を修得する必要があることを明示している。

編入学生の教育課程については、学生便覧で、編入学生が認定される単位数は82単位を上限とし、日本赤十字看護大学で修得すべき単位数が44単位以上、卒業要件単位数が126単位であることを示している（資料4-1-1、pp. 24-26）。

〈看護学研究科〉

教育課程の編成・実施方針としてのカリキュラムポリシーについては、24年度に検討し、大学院シラバスに以下のとおり明示している（資料4-1-5、pp. 4-5）。

修士課程看護学専攻・国際保健助産学専攻の人材育成目標に到達するため、以下の方針に基づき教育課程を編成している。

- ①専攻を超えた学習が必要な内容を共通科目としておく。
- ②研究能力育成のため看護研究特講を共通科目におく。
- ③看護学を探究するため看護科学特講を共通科目におく。
- ④赤十字の理念に基づく人道、国際性に関する科目として赤十字概論Ⅱを共通科目におく。

看護学専攻においては、さらに以下の教育課程を編成している。

- 1) 10の専門領域（基礎看護学、がん看護学、小児看護学、成人看護学、老年看護学、「精神保健看護学、地域看護学、看護教育学、看護管理学、国際・災害看護学」に必要な科目（特講・演習・実習）を置く。
- 2) 専門看護師認定試験受験（CNSコース：がん看護、小児看護、クリティカルケア看護、慢性看護、精神看護、老年看護）に必要な科目をおく。
- 3) 高度専門職業人育成として認定看護管理者認定審査受験、専任教員または教務主任の資格取得に必要な科目をおく。

国際保健助産学専攻（実践コース）においては、さらに以下の方針に基づき教育課程を編成している。

- 1) 専門領域に必要な科目（特講・演習・実習）を置いている。さらに、幅広い知識

第4章 教育内容・方法・成果

を学習できる科目として共通科目をおく。

2) 助産師国家試験受験資格に必要な科目をおく。

これらのカリキュラムポリシーに沿って配置された各領域の講義内容の概略は大学院シラバスに明示されている（資料4-1-5、pp. 69-196）。

博士後期課程に関しても、博士後期課程の人材育成目標に到達するため、以下の方針に基づき教育課程を編成している（資料4-1-5、p. 5）。

- 1) 分野として、基礎看護学、応用看護学（母性看護学、小児看護学、成人看護学、老年看護学、精神保健看護学、地域看護学、国際・災害看護学）、看護教育・管理学を編成する。
- 2) 分野毎に必要な特論、演習、特別研究、共通科目をおく。
- 3) 高度な研究能力育成のため、看護研究特論、看護科学特論、を共通科目におく。
- 4) 学生の個別性に即した論文指導を行うため3年間にわたり各専攻分野ごとに特別研究をおく。

博士後期課程においても、これらのカリキュラムポリシーに沿って配置された各領域の講義内容の概略は大学院シラバス（資料4-1-5、p. 199～232）に明示されている。

(3)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

〈看護学部〉

大学構成員への周知について、教職員へは教員会議やFDにてカリキュラムや実習内容についての共通理解を図っている。学生等へは、学生便覧に掲載し発信している（資料4-1-1）。平成25年度に向けてよりわかりやすくなるよう学生便覧の修正やシラバスの評価基準の明確化を行った（資料4-1-2、4-1-3）。社会への公表は、大学案内・ホームページおよびオープンキャンパスで行っている（資料4-1-4）。

〈看護学研究科〉

ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、学位授与方針および教育課程の編成については24年度に検討し、平成25年度の大学院シラバス（資料4-1-5）やホームページで公開し、また新年度のガイダンスやオリエンテーション等を通して学生や教員に周知させていく予定である。

(4)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

〈看護学部〉

平成21年度より開始の旧カリキュラムにおいては、授業科目の配置や過密さ等について見直しを行い、さらに平成24年度より開始された新カリキュラムの進行に伴い、旧カリキュラムからの移行期における課題についても検討を行ってきた。また、年度開始に教務委員会の中で教育課程やその実施方針に関する前年度からの持ち越された目標について確認

し、年度末に再度目標の達成度について検討を行っている。しかし、教育目標や学位授与方針まで広げて定期的な検証までは行っていない。

〈看護学研究科〉

年度開始時、研究科教務委員会の中で教育課程やその実施方針に関する前年度からの持ち越された目標について確認し、年度末に再度目標の達成度について検討を行っている。しかし、教育目標や学位授与方針まで広げて定期的な検証までは行っていない。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・本学開学の昭和61年4月1日から学則は施行され、以来教育目標に基づいて学士（看護学）の学位を授与することを明示し続けている。

〈看護学研究科〉

- ・ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーに関する検討過程を通じて、大学院教育に携わる全教員が本大学院の方針を再認識し、よりよい教育を実施することへの意識が高まった。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・シラバスについて、学生の学びを深めるようさらに充実を図る。
- ・教育課程やその実施方針だけでなく、教育目標や学位授与方針まで広げて定期的な検証を行っていく必要がある。

〈看護学研究科〉

- ・検討したディプロマポリシー、カリキュラムポリシーの周知方法および周知度に関しては、引き続き検討することが必要である。
- ・教育課程やその実施方針だけでなく、教育目標や学位授与方針まで広げて定期的な検証を行っていく必要がある。

4. 次年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・今後も教育目標に基づいて学士（看護学）の学位を授与することを明示し続けていく。

〈看護学研究科〉

- ・ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーに関して、大学院教育に携わる全教員が本大学院の方針を認識でき、よりよい教育を実施すべくさらに周知徹底を図っていく。
- ・また、院生に対しても、本学大学院のディプロマポリシー、カリキュラムポリシーを理解でき、自らの学習と関連づけられるようさらに周知徹底を図っていく。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

第4章 教育内容・方法・成果

- ・シラバスについて、「アクティブラーニング(学生にどのような自己学習をしてほしいか)」の導入を検討する。
- ・教育目標や学位授与方針まで広げて定期的に教育課程やその実施方針について確認し、年度末に再度目標の達成度について検討を行うようにしていく。

〈看護学研究科〉

- ・検討したディプロマポリシー、カリキュラムポリシーの周知方法および周知度についてさらに検討していく。
- ・教育課程やその実施方針だけでなく、教育目標や学位授与方針まで広げて定期的な検証を行っていく。

5. 根拠資料

- 4-1-1 日本赤十字看護大学学生便覧(平成24年度)
- 4-1-2 日本赤十字看護大学学生便覧(平成25年度)
- 4-1-3 日本赤十字看護大学シラバス(平成25年度)
- 4-1-4 大学案内パンフレット
- 4-1-5 日本赤十字看護大学大学院シラバス(平成25年度)

第2節 教育課程・教育内容

1. 前年度から持ち越した目標

(1)教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

(2)教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

〈看護学部〉

- ①新カリキュラムの運用・評価に関する検討を行う。
- ②新カリキュラムにおける履修モデルの検討を行う。
- ③旧カリキュラムとの移行期における課題を検討する。
- ④入学前学習指導、および高等学校での履修状況を踏まえたレメディアル教育の運用・評価に関する検討を行う。
- ⑤旧カリキュラムと新カリキュラム(平成24年度から適用)の両方において、学生にとって荷重負担にならずに学習効果を高めるための授業形態と方法の改善を継続する。

〈看護学研究科〉

- ①日本看護系大学協議会の高度実践看護師制度推進委員会で検討された専門看護師教育課程の教育内容等を踏まえ、本学研究科の方向性を検討する。
- ②検討した社会人学生の履修形態案について大学院担当教員への承認を得て周知を図る。
- ③この履修形態案が実現可能となるような時間割変更を行う。
- ④修士課程看護学専攻では、実践コースのように修士課程2年目には勤務を続けながら履修する形態も可能になるように、履修しやすい時間割の工夫などを検討する。
- ⑤国際保健助産学専攻実践コースにおいて、平成24年度新カリキュラムの教育的、効果

的、効率的運用を図る。

2. 現状の説明

(1)教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

〈看護学部〉

24年度導入の新カリキュラムは、本学の教育目的・目標の実現をめざし、看護専門職として基礎的な内容から専門的・応用的な内容にわたる学習段階を重視したカリキュラム構造となっている。特に、基礎的な学習においては学生一人ひとりの個別性に応じた丁寧な教育を実施し、学習段階が進む中で、常に人道（Humanity）を実現するための看護の原点に立ち返って探求できるようなカリキュラムとなっている。さらに、学生の自律的・創造的な力を強化するために、自己学習を促進するようなゆとりのあるカリキュラムとし、より応用的・発展的な学習を選択的に履修できるような科目設定をしている。

旧カリキュラムの運用を通して明らかになった問題点は、(1)時間割が過密、(2)医学系科目の脆弱性、(3)コアカリキュラムを踏まえた編成、(4)保健師資格取得制限に対応したカリキュラム全体の見直しの必要性、の4点であった。これらの問題点を解消し新カリキュラム構築するため、22年度に「カリキュラム検討プロジェクトチーム」を編成しカリキュラムの全面的な見直しを行い、本年度より新カリキュラムを開始した。保健師教育においては、実習が20名に制限されることに伴い、新たに保健師教育課程を設置した。

〈看護学研究科〉

本学大学院の修士課程では、看護学専攻と国際保健助産学専攻の2つの専攻を置いている。看護学専攻には、基礎看護学、がん看護学、小児看護学、成人看護学、老年看護学、精神保健看護学、地域看護学、看護教育学、看護管理学、国際・災害看護学の10の専門領域があり、その中に、がん看護、小児看護、クリティカルケア看護、慢性看護、精神看護、老年看護の6つの専門看護師教育課程を設けている。また、看護教育学、看護管理学の2領域では、看護教員・看護管理者の養成を目的とした実践コース、「看護教員キャリア支援」「看護管理者キャリア支援」「現任教育担当者キャリア支援」を開設している。

24年度、働きながら学びたい看護師のニーズに応えるため、研究科構想プロジェクトチーム」を立ち上げ、社会人学生の履修形態（4案）を提示した。履修形態には、2年間学業に専念する院生と仕事をしながら学業に取り組む院生、双方にメリットがあるよう共通科目を週1日（火曜日）に集中して配置する時間割を検討した。これらの履修形態は大学院担当教員の承認を得て周知を図り、平成25年度より実施する準備を整えた。

国際保健助産学専攻では、3分野にそれぞれ科目群を置き（ウイメンズ・ヘルス・プロモーション分野：7科目・国際保健助産学分野：9科目・助産学分野15科目）、加えて共通科目群7科目を開講している。研究コースは主にウイメンズ・ヘルス・プロモーション分野を、助産実践コースは助産学分野（必須28単位）を中心に、4つの科目群から履修できる教育課程を提供し、それぞれ特論Ⅰ、Ⅱ（Ⅰ～Ⅲ、応用特論Ⅰ、Ⅱ）、演習Ⅰ、Ⅱ（Ⅰ～Ⅳ）、実習Ⅰ、Ⅱ（Ⅰ～Ⅴ）、（カッコ内は助産実践コース）と、系統的段階的に専門的学習が深まるよう構成している（資料4-2-1）。

また、修士課程には、各領域の専門科目の他に、全領域共通科目として「人間総合講座」

第4章 教育内容・方法・成果

「看護科学特講」「看護研究特講」「コンサルテーション論」「情報科学特講」などもあり、このうち「人間総合講座」は、看護学の高度専門教育におけるリベラル・アーツの重要性についての認識から設けられた。

博士後期課程は、基礎看護学、応用看護学（母性看護学、小児看護学、成人看護学、老年看護学、精神保健看護学、地域看護学、国際・災害看護学）、看護教育・管理学の3分野10領域から構成されている。分野ごとに必要な特論と演習を置く一方、共通科目として高度な研究能力育成のための「看護研究特論」、「看護科学特論」を設けている。また、学生の個別性に即した論文指導を行うため3年間にわたり各専攻分野ごとに特別研究をおいている。

(2)教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

〈看護学部〉

新カリキュラムでは、カリキュラムポリシーを念頭にディプロマポリシーである8つの力（「関係を築く力」「擁護する力」「探求する力」「実践する力」「連携する力」「国際貢献する力」「成長する力」「変化を生み出す力」）を卒業までに身につけることを特に重視している。

そして、学生がこれら8つの力をバランスよく身につけるために、カリキュラムは〈基礎科目群〉と〈看護専門科目群〉という2つの科目群から構成されている。

〈基礎科目群〉は、建学の理念を基盤として幅広い教養と豊かな人間性のある人材育成のための科目群である。ここでは、「赤十字」、「人間」、「社会」、「自然と科学」、「情報」、「言葉」、「基礎ゼミ」、「健康」に区分して各科目を開講している。

〈看護専門科目群〉は、看護学の専門的知識・技術を基礎から応用へと段階的に学習するための科目群で、「看護論」、「看護技術論」、「看護援助論」、「精神保健看護学」、「発達看護学」、「健康レベル別看護学」、「地域・在宅看護学」、「看護管理学・看護教育学」、「応用看護学」、「国際・災害看護学」、「看護学実習」、「研究」に区分して各科目を開講している。

新カリキュラムの大きな特徴としては、本年度より基礎ゼミⅠの内容を大きく変更したことが挙げられる。従来までは、各担当教員の専門分野ごとにゼミを開講していたが、今年度より初年度教育用共通テキストに基づいて、文献等の仕方や論文の書き方等の大学での学びに必要な不可欠な基本的スキルを身につけさせる教育を行っている。

〈看護学研究科〉

平成24年度は、専門看護師（CNS）教育課程のうち「老年看護」が新たにコースの認定を受け、また災害看護学が、日本看護系大学協議会において専門看護師（CNS）教育課程の領域認定を受け、平成25年度の申請に向けて準備を整えている。現在、本学の専門看護師教育課程（がん看護、小児看護、クリティカルケア看護、慢性疾患看護、精神看護、老年看護の全6コース）は26単位であるが、高度実践家の育成の強化、教育の質の向上の日本看護系大学協議会の指針に基づき、平成26年度に38単位に変更するための申請手続きに向け準備を行うこととなった。

また、看護師・助産師の国際救援、開発協力活動への参加意欲、関心の高まっており、国際救援、開発協力には医療、保健、衛生などの分野以外の、国際政治、世界経済、国際法など多岐にわたる学際的な知識、経験を有する専門家の育成も急務となっている。この

背景に基づき、「国際看護学特講」の科目を平成25年度から現在の2科目から4科目へ拡大する準備を整えた。

さらに、大学院のアドミッションポリシーには「国際的視野に立ってものごとを見、考える力をもつ人」が掲げられており、院生の国際学会への参加、発表が求められる時代になっている。修士課程、博士課程においては英語文献を読むことが重要であり、英語力は研究を進めるために必要な基礎的能力である。学生が必要な英語力をつけるために、英語文献の読解力を強化する科目として「英語購読Ⅰ（1単位）」、「英語購読Ⅱ（1単位）」を平成25年度から設置することとなった。

国際保健助産学専攻助産実践コースでは、平成24年度カリキュラム改正趣旨に則り、妊娠の正常・異常の診断能力、分娩時緊急対応能力、新生児アセスメント能力を強化するために「基礎助産学特講Ⅱ、Ⅲ」・「実践助産学演習Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ」を配置し、医療安全・助産管理能力、地域連携能力強化のために「応用助産学特講Ⅰ、Ⅱ」を、実践力強化のために「助産学実習Ⅰ～Ⅴ」を配置した。同時に、高度な専門的知識を有した実践能力の高い教師陣を充て、教育のさらなる充実を図っている。

博士後期課程では、分野毎に主要な概念、研究課題、研究方法に関連する知識を学ぶ特論や演習を置き、共通科目として高度な研究能力育成のための「看護研究特論」、「看護科学特論」を設け、さらに特別研究学生の個別性に即した論文指導を行うための特別研究をおいている。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・編入生に対して「応用看護学特論Ⅰ」の履修の推奨等、大学院での研究の継続を念頭に置いた履修モデルの検討が行われ、学生に対して具体的で効率的な履修指導が可能となった。
- ・今年度より、「基礎ゼミⅠ」では共通テキストを使用して均一な内容を提供する形式の初年次教育を行った。これによって、各教員間での指導内容や指導方法のばらつきを解消し、大学4年間での必要な技能の公平かつ均等な指導が可能となった。特に、研究における文献検討の方法や論文作成方法は、学生の授業アンケートにおいて高評価を得ることができ、全てではないにせよゼミ形式を変更した目的の一部は達成されたと言える（資料4-2-2）。

〈看護学研究科〉

- ・社会人履修形態をもとに、時間割の変更を行うことにより、働きながら学べる環境を整える確保できただけではなく、コースワークと研究のバランスを保つことができると考える。
- ・専門看護師（CNS）教育課程が全6コースに増えたこと、教育課程を26単位から38単位にする方向性は、高度専門職業人の育成とその教育の質向上に寄与するものであると評価できる。
- ・アドミッションポリシーに照らし、国際看護学特講の科目数を増加し、英語購読の科目の設置を行ったことで、本学の教育課程の質の向上につながるものである。

第4章 教育内容・方法・成果

- ・国際保健助産専攻では、学内技術演習の一部を臨床管理者、指導者と学内教員の協働で実施しており、これらは知識と技術の統合と実践力向上につながっていると評価できる。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・新カリキュラム導入 1 年目の運用・評価に関する検討を行う必要がある。また新カリキュラムへの移行期における課題を明確にし、適切な履修指導を行う必要がある。
- ・上述した「基礎ゼミ I」については、文献の検討方法や論文作成法に関しては学生からの評価は高かったが、全体としては大幅な内容の見直しが必要であることが明らかとなった。特に問題となった (1) 共通テキストの廃止、(2) 内容の拡充、(3) 教員の自由裁量で行われる内容の拡充の 3 点を柱にした新たな指導案の検討が課題である。

〈看護学研究科〉

- ・社会人履修形態は、大学院担当教員のみならず、入学を希望する学生にも周知できるような工夫が必要である。

4. 次年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・編入生に対してだけでなく学部生に対しても、様々な履修モデルを提示することによって、さらに学生に対して具体的で効率的な履修指導を行っていく。
- ・新形式の初年度教育である「基礎ゼミ I」での文献の検討方法および論文作成方法の指導は学生の評価が高かった。次年度は、実際の看護研究を用いて先行研究の検討方法を指導し、論文作成の際の個人指導の時間を増やすことによって、これらの項目の指導をさらに拡充する。

〈看護学研究科〉

- ・専門看護師 (CNS) 教育課程の 38 単位の申請に必要な、共通科目 B である臨床薬理学、フィジカルアセスメント、病態生理学の科目の内容について、各コースの特徴を考慮しながら、必要な講義内容と構成を検討していく必要がある。
- ・社会人履修形態を活用した学生の実態、追跡調査を行う準備をし、より社会人学生が学びやすい環境を整えるための努力を続ける。
- ・国際看護学特講の科目数を増加し、英語購読の科目の設置を行ったことで、本学のさらなる教育課程の質の向上につながる。
- ・国際保健助産専攻では、技術演習等を臨床管理者、指導者と学内教員の協働で実施することで、さらなる実践力向上につながっていく。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・新カリキュラム導入 1 年目全体を通しての運用・評価に関する検討を行い、移行期における課題を明確にし、これをベースにより適切な履修指導の提供および履修モデルの構築が急務である。

- ・次年度の新3年生向けの暫定的な措置である「保健師コース」に関し、既に決定されている運用の手順の成否の検討が必要である（資料4-2-3、p.17）。

〈看護学研究科〉

- ・社会人履修形態を、大学院案内パンフレットや入学試験要項、ホームページにも明示し、広く周知していく必要がある。
- ・検討した修士課程ディプロマポリシーに基づいて、各専門看護師（CNS）教育課程の38単位カリキュラム申請に向けて、必要な講義内容や構成を検討していく必要がある。
- ・検討した博士後期課程ディプロマポリシーに基づき、各専門分野での学生の個別性に即した研究指導を基本に、高度な研究能力を強化するとともに、国際的・学際的にリーダーシップを発揮できる資質・能力の向上を図るために、カリキュラムの変更を行う必要がある。

5. 根拠資料

- 4-2-1 平成24年度シラバス
- 4-2-2 基礎ゼミIアンケート
- 4-2-3 学生便覧（平成24年度）

第3節 教育方法

1. 前年度から持ち越した目標

(1) 教育方法および学習指導は適切か。

〈看護学部〉

- ①平成25年度から実施する新カリキュラムのレベルⅡ実習に関する指導方針や指導要領については、平成24年度中に検討を終えて完成させる。
- ②平成26年度から開始される新カリキュラムのレベルⅢ実習に関しては、平成24年度中にプロジェクト会議を発足し検討を開始する。
- ③実習指導者の質を確保するという意味から、大学と実習施設が協働した実習指導者研修会のプロジェクトを立ち上げる。

〈看護学研究科〉

- ①助産実践コースにおいては、カリキュラム数の増加（23単位から28単位）に伴い、実践力強化、研究能力育成の2課題の達成のバランスを検討し、学生の学習の向上と負担軽減をさらに検討する。
- ②助産実践コースにおいて、実践力の強化に向け実習施設、指導者とのさらなる連携を図り教育環境を向上させる。
- ③博士課程での国際的な研究交流を促進する。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

〈看護学部〉

- ①シラバスに掲載する情報をさらに精選、検討する。

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

〈看護学部〉

- ①引き続き単位数に必要な授業時間数を確保する。
- ②平成24年度より新カリキュラムが開始されるため、学生が単位認定制度を理解し、十分かつ適切に活用できるようさらに助言を行う。
- ③年度末の教授会での単位認定後に、成績評価が変更する場合の手続きを明確化する。

〈看護学研究科〉

- ①その他大学院や日本赤十字学園内大学院との単位互換制度を検討する。
- ②S評価（90点以上）の運用について研究科教務委員会で情報交換を行い、必要に応じて研究科委員会に議題として提示する。

(4)教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

〈看護学部〉

- ①平成24年度から大幅なカリキュラム改正が行われるため、不合格科目を抱える学生が不利益を被らないよう、履修上の配慮を行う必要がある。
- ②兼任講師の割合が50%を超えたことを見据え、隔年開催の講師会での情報・意見交換をより活発化させる。

〈看護学研究科〉

- ①大学院教育に特化したFDワークショップを引き続き実施する。

2. 現状の説明

(1)教育方法および学習指導は適切か。

〈看護学部〉

24年度より新カリキュラムでの教育が開始された。開始にあたっては、学生が十分に理解できるように、4月のガイダンス時に、学務課教務係、教務委員会、学年担当より、学生便覧、シラバス、時間割などの資料を用いて、説明を行い、学生への周知の徹底を図った。

実習に関する教育・指導に関して、いくつかの取り組みを行った。1つには、平成25年度から実施する新カリキュラムのレベルⅡ実習に関する指導方針や指導要領を検討し、完成させた（資料4-3-1）。平成24年度末（平成25年3月）には、学内での説明会を開催して関連する教員に教育内容の周知を図るとともに、臨床指導者懇親会でレベルⅡ実習の指導方針を臨床指導者と共有した。2つめに、平成26年度から開始される新カリキュラムのレベルⅢ実習に関するプロジェクト会議を発足し、検討を開始した。さらに、実習指導者の質を確保するという意味から、本学の実習委員5名と5実習施設の教育担当者との協働して実習指導者研修会のプロジェクトを立ち上げ、平成25年度より「実習指導者研修会」を開始できる運びとなった（資料4-3-2）。

〈看護学研究科〉

修士課程の教育では、授業科目の講義、演習（ゼミナール）、実習、学位論文の作成個別指導を行っている。また、オフィスアワーを設け、学生の個別学習ニーズに対応している。加えて、助産実践コースの演習では、助産ケアにかかわる対象者への直接的な技術演習も実施している。

大学院教育に特化したFDとして、科研費の適正利用を学ぶ「公正な科学研究へむけて：

ミスコンダクトを考える」 講師：山崎 茂明氏（愛知淑徳大学人間情報学部 教授）をはじめその領域の第一人者を招聘して行う「特別講義」を16回開催した。

助産実践コースにおける研究能力の育成については、研究の各ステップ修得を必須とするが、対象者数を限定したデータ収集を集中的に行うことにより学生の負担軽減を図り、実践力強化と研究能力強化のバランスを保っている。また、実習時期を修士2年生の前期までに集約させて研究を集中的に行う時間を確保し、研究活動の効率化を図った。さらに、助産実践コースにおける学内技術演習時、臨床指導者によるモデリング、専任教員の技術指導、自己学習により実践力を強化している。さらに実習前懇談会により関係性を作り、臨床指導者からの協力を得ながら学生の判断能力と実践力のさらなる強化を図っている。

博士後期課程の教育においても、講義、演習、特別研究と学位論文の作成を中心にして学生の個別学習ニーズに対応している。また、今年度災害看護学のグローバルリーダー養成プログラムに関する助成を得て、高知県立大学、兵庫県立大学、東京医科歯科大学、千葉大学の国公立大学と連携して共同大学院（5年間博士一貫教育）「共同災害看護学専攻」を平成26年に開設することとなった（資料4-3-3）。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

〈看護学部〉

シラバスに掲載する情報として、「目的・目標」「内容（授業の進め方・スケジュール）」「評価基準」を明確に掲載することにした。各教員がシラバスに基づいて授業を展開する努力をしている。

〈看護学研究科〉

基本的にシラバスに基づいて授業展開されている。また、授業時間・内容に変更が生じた場合には、HP、学内掲示板、メール配信、紙媒体や口頭にて、速やかに学生に周知され授業が実施されている（資料4-3-3、資料4-3-4）。

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

〈看護学部〉

授業の成績評価は、各科目担当教員が、シラバスに掲載された学習目標の到達度について、試験、レポート、授業への取り組み等の成績評価の基準に沿って判断している。その際、授業に3分の2以上の出席がないと、定期試験の受験資格を得られない。実習の成績評価は、実習への取り組み状況、自己評価、ケース発表、レポート等から多角的に評価している。実習には、5分の4以上の出席がないと単位を取得できない。その際、感染症などやむを得ない事情で欠席した場合には、科目担当教員が認めた場合に限り、補習を行っている。成績は、講義・実習ともにS（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、D（59点以下）の5段階で評価している。D評価は不合格となるが、担当教員が必要と認めた場合に限り、再試験が行われ、病気その他やむを得ない理由で試験を欠席し場合には、追試験が行われる。成績は、学生には翌年度に各学年担当より手渡される。また保護者にも別途郵送されている。

担当教員の成績評価は、学務課に提出されて、教務委員会での確認後、年度末の教授会にて単位認定が決定される。その後、学生からの申し立て等によって成績評価が変更する

第4章 教育内容・方法・成果

場合には、学生及び教員からの書類による申請を経て行うよう、手続きが明確化された。他大学または短期大学を卒業あるいは中途退学し、新たに本学の1年次に入学した場合、その履修単位が教育上有益と判断された場合には、60単位を越えない範囲で既修得単位として認定している。また、3年次編入生の既修得単位の認定については、履修科目が当該授業科目に相当することを前提に、81単位を上限として認定している。既修得単位の認定は、学生から申請のあった科目のシラバスを、本学の当該授業もしくはそれに相当する授業の科目担当教員が点検した上で、教務委員会の審議を経て、教授会で決定している。

〈看護学研究科〉

成績評価・単位認定は、平成23年4月大学院学則第32条2項の改正を行い、修士課程・博士後期課程ともに、各授業科目単位認定者の責任において、S(100～90点)、A(90～80点)、B(80～70点)、C(70～60点)、D(59点以下、不合格)の5段階によって行われている。各授業科目の成績評価基準及び評価の観点や方法は「大学院シラバス」に記載されている。

既修得単位認定は、大学院学則第30条2項の定めるところにより、入学前に他の大学院および本学研究科修士課程科目等履修生として習得した単位について、教育上有益と認めるときは、上限10単位を限度として既修得単位として認定することがある。手続き等を含め、「大学院シラバス」に記載されている。

他の大学院や日本赤十字学園内大学院との単位互換制度については、現在検討中であり、今年度は実施していない。しかし、平成26年に開設することになる災害看護学のグローバルリーダー養成プログラムに関して、高知県立大学、兵庫県立大学、東京医科歯科大学、千葉大学の国公立大学と連携して共同大学院(5年間博士一貫教育)を開設する予定である(資料4-3-3)。

(4)教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

〈看護学部〉

教育評価の定期的な検証としては、講義科目では定期試験での総括評価、授業途中でのミニテスト等の形成評価を通して実施している。演習科目は実技試験を実施して達成度の評価を行い、教育方法の改善に反映させている。

また、専任教員1名につき1講義科目、あるいは演習科目に関して、授業評価を実施している。授業評価は、①教育技術、②教育内容、③授業の進行・展開、④熱意・相互作用、⑤学生の自己評価の5項目について、各項目15点満点で評価し、すべてのカテゴリーで全体平均12点以上の非常に高い評価だった。結果は学生のコメントも含め担当教員にフィードバックされ授業改善に活用している。(資料4-3-4)

〈看護学研究科〉

大学院の授業内容及び方法の改善を図るために、授業評価を実施している。また、今年度は「研究科構想プロジェクトチーム」を立ち上げ、現在の修士カリキュラムに関して検討し、課題を提示した。その一つが社会人学生の入学であった。履修形態を提示することで、2年間学業に専念する院生と、仕事をしながら学業に取り組む院生双方にメリットがあるように、共通科目を週1日(火曜日)に集中して配置する時間割につなげ、平成25年度

より実施することとなった。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・看護学教育の中で重要な位置を占める実習指導について、新カリでの教育目標を到達するための実習指導方法の吟味が着実に実施でき、成果をあげている。
- ・実習指導者研修会を大学と実習施設とが協力して企画運営して平成25年度から実施できるようにしたことは、評価できる。

〈看護学研究科〉

- ・S評価を導入し、より段階的な評価基準で適切に評価することができている。
- ・FD その他の教育講演により、それぞれの専門領域および学際的領域における学習がより深化した。
- ・研究課題の調整および研究活動と実践活動の時期を調整することにより、ふたつの能力を効率的にバランスを保って開発する学修環境を整えることができた。
- ・学内演習・臨地実習において臨床指導者との連携を強化し、効果的に実践力を強化することができた。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・保健師免許受験資格を取得できる学生が20人と限定されたことで、その選抜にあたっては成績評価が用いられるため、学生からは5段階評価とともに、素点を示してほしいとの要望があった。
- ・授業の質の向上に向けて授業評価結果の公開を行う必要がある。

〈看護学研究科〉

- ・平成24年度授業評価は専任教員1名につき1講義科目のみ評価を実施しており、教育評価としては限定的である(資料4-3-4)。平成25年度には専任・非常勤教員のすべての科目に対して評価を実施する予定である。
- ・平成24年度は授業科目の成績評価についてS(100~90点)の導入・運用に関する情報交換を行わなかったため、25年度には委員会において検討する。
- ・授業評価に関しては、履修者が少ない科目等の評価内容や方法について検討を進める。授業の内容・方法の改善を図るための組織的な研修までには至っておらず、平成25年度はまず授業内容・方法に関して改善の必要な点について委員会において現状分析を行う。

4. 次年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・引き続き、新カリレベルⅢ実習の指導方法について、プロジェクト会議で検討する。
- ・実習指導者研修会を平成25年度から実施し、その成果を踏まえ発展させていく。

第4章 教育内容・方法・成果

〈看護学研究科〉

- ・S評価の導入については段階的な評価基準として今後も継続して活用していく。
- ・大学院教育に特化したFDワークショップを今後も引き続き実施して、大学院教育の質の向上に努めていく。
- ・助産実践コースにおけるカリキュラム数の増加（23単位から28単位）に伴う負担軽減に努め、実践力強化と研究能力育成のバランスを保ちながら、学生の学習の向上に努めていく予定である。
- ・助産実践コースにおける実践力の強化に向けて、実習施設、指導者とのさらなる連携を図り教育環境を向上に努めていく。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・学生からの要望である成績評価の示し方については、引き続き検討していく。
- ・アンケートなどを用いて、実習指導者研修会の成果を評価したい。
- ・授業評価結果の学生へのフィードバックについて、更に検討していく。

〈看護学研究科〉

- ・次年度は、他大学大学院との単位互換、日本赤十字学園内大学院との単位互換制度に関する具体的な検討を行う
- ・次年度は、授業科目の成績評価についてS（100～90点）の導入・運用に関する情報交換を行っていく予定である。
- ・次年度では、授業評価をもとに授業内容や方法に関する改善点について分析を行い、また、履修者が少ない科目等の評価内容や方法についても検討を進めていく。
- ・博士課程においても学生の国際交流を活発化させるべく具体的な検討を行っていく。

5. 根拠資料

- 4-3-1 新カリレベルⅡ実習指導要領
- 4-3-2 実習指導者研修会プログラム
- 4-3-3 平成24年度シラバス（大学院）
- 4-3-4 授業評価（大学院）

第4節 成果

1. 前年度から持ち越した目標

(1)教育目標に沿った成果が上がっているか。

(2)学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

〈看護学部〉

- ①新カリキュラムに合わせた授業評価方法の評価・検討を行い、体制を整備する。
- ②引き続き授業評価以外の授業改善方法、授業評価をFDへ活用していく方法について検討する。

③看護師国家試験の合格率は100%を維持し、保健師国家試験合格率のいっそうの向上を目指す。

〈看護学研究科〉

- ①助産師国家試験受験準備を充実させ、国家試験100%合格を達成する。
- ②実践力の強化に向け実習施設、指導者とのさらなる連携を図り教育環境を向上させる。

2. 現状の説明

(1)教育目標に沿った成果が上がっているか。

〈看護学部〉

今年度よりFD委員会を立ち上げ、授業評価方法の評価・検討するための体制を整備した。具体的な取り組みはFD委員会で少しずつ検討され始めている。新カリキュラムに合わせた授業評価として、これまで(平成22年度以降)の教員が最低1科目受けるという方法から、全科目実施する方法を次年度より導入することが決定した。合わせて、結果も一部HP上で公開されることが検討されている。ただし、全科目評価による学生の負担の軽減とともに、適切な授業評価が行われるよう、学生への協力依頼の重要性が課題として残されている。

〈看護学研究科〉

今年度、看護学研究科のアドミッションポリシー、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーの検討を通し、看護学博士後期課程、看護学修士課程研究コース、看護学修士課程CNS高度専門看護師コース、国際保健助産学論文コース及び実践コースの各目標達成の比較を行った(資料4-4-1)。

修士課程においては、修士学位論文審査申請者全員の42名に学位が授与され、また博士課程の学位論文授与者4名(平成24年9月修了生を含む)が誕生した。

平成25年3月15日現在、卒業後の進路について、修士修了生42名中40名が内定、2名が合格及び内定待ちであった。26名が医療機関、4名進学、10名行政職や教育機関への内定であった。3月修了した博士課程3名は教育機関への内定であった(資料4-4-6)。

看護学修士課程CNS高度専門看護師コースの取り組みの成果として、CNS取得状況について把握を行った(資料4-4-2)。

24年度、老年看護が日本看護系大学協議会よりCNS専門看護師教育課程として認定された。また24年度災害看護学領域は、日本看護系大学協議会に他2大学と共に災害看護CNS専門看護師教育課程の分野認定を申請し、総会で承認された。

博士後期課程では、在学延長の学生5名、単位取得済満期退学後の研究生2名が在籍しており、学生の学習環境や就業等の個別性に合わせた研究指導を行っているが、標準修業年限よりも長期になっている。

(2)学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか。

〈看護学部〉

各教員から提出された授業や実習の評価について、教務委員会での検討を経て、さらに教授会での協議を行っており、適切に行われている。しかし、今年度出席日数が足りないため試験が受けられず卒業延期となる学生がおり、今後の対応の検討を要する。

また、国家試験対策においては、アチーブメントテスト、模擬試験、国家試験対策講座

第4章 教育内容・方法・成果

等を実施し、学生の主体的学習をサポートしている。

〈看護学研究科〉

規定に基づき、カリキュラム運営及び論文指導、審査が展開され、研究科教務委員会での検討を経て、さらに研究科委員会での協議を行っており、適切に行われている。その結果、看護学及び国際保健助産学修士課程においては、修士学位論文審査申請者全員 42 名に学位が授与され、また看護学博士後期課程の学位論文授与者 4 名が誕生した。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・FD 委員会が立ち上がったことで、より具体的に授業評価方法についての評価・検討が議論され、次年度から新たな授業評価方法が導入されることが決定している。より効果的な授業評価が期待できる。
- ・国家試験合格 100%をめざして、国家試験対策を実施してきた。具体的には、アチーブメントテスト、模擬試験、学生の要望に応えた 7 分野の国家試験対策講座(本学教員、赤十字認定看護師、予備校講師による)を行った。平成 24 年度看護師国家試験の合格率は 97.9%と昨年の 100%よりも低下し、保健師は新卒者 100%、既卒者 77.8%で計 98.7%と前年度と比較して新卒者の合格率が上昇した(資料 4-4-4)。

〈看護学研究科〉

- ・CNS 取得状況の把握は、5 領域の CNS 高度専門看護師コースの教育の成果として評価できる(資料 4-4-2)。
- ・アドミッションポリシー、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーの検討を通し(資料 4-4-1)、看護学博士後期課程、看護学修士課程研究コース、看護学修士課程 CNS 高度専門看護師コース、国際保健助産学論文コース及び実践コースの各目標達成の比較がより明確となった(資料 4-4-1)。各コースが存在することで、実践コースの修士論文の質が保たれている(資料 4-4-5)。
- ・S 評価を導入することで、より均等な段階的評価基準で適切に評価することができている(資料 4-4-5)。
- ・博士後期課程の院生に対して、論文の学会誌などへの報告を課していることは、院生の研究成果の最新情報を把握することのみならず、院生自身の研究姿勢が養われると共に研究に対する意識を向上させ、研究成果の発表を促進することに繋がる(資料 4-4-5)。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・授業評価の全科目評価における学生への協力依頼や負担の軽減について、具体的に検討を重ねる必要がある。また、授業評価を行ったことによる授業の改善策についてなど、具体的な授業評価の活用状況についても、今後、評価していく必要がある。
- ・出席日数が足りず卒業延期になる学生への対応について、今後ルール作りを行っていく必要がある。

〈看護学研究科〉

- ・博士後期課程では在学延長の学生や単位取得済満期退学後の研究生等が在籍しており、今後、研究指導体制を検討し、修業年限が長期化しないよう工夫を行っていく必要がある。
- ・標準修業年限を超えて引き続き在学する学生に対しては、修業上の負担の軽減措置を講ずることなども検討していく必要がある。

4. 次年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・今後もアチーブメントテスト、模擬試験、国家試験対策講座等の実施を積極的に行うことにより、看護師国家試験の合格率を100%に上げ、保健師国家試験合格率の一層の向上を目指す必要がある。

〈看護学研究科〉

- ・今後も CNS 取得状況を把握することで、現院生への情報状況が可能となり、また学習の動機づけとなる。
- ・新たに CNS 教育機関として承認された老年看護の教育展開が期待できる。今後、教育機関申請に取り組む災害看護の動向をフォローする。
- ・アドミッションポリシー、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーについて、院生や一般社会への広報の充実を図る。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・授業評価の全科目評価については、実施・運用できるように情報を周知徹底させていくとともに、実施したことについての評価を教員、学生共に行うための検討が必要である。
- ・出席日数不足による卒業延期を防ぐために早期の学生への対応を考えていく必要がある。

〈看護学研究科〉

- ・今後、博士後期課程では在学延長の学生や単位取得済満期退学後の研究生等に対して、再入学等の制度を検討し、修業年限が長期化しないよう指導体制を強化していく必要がある。
- ・標準修業年限を超えて在学する学生に対しては、授業料等の負担の軽減を検討していく必要がある。

5. 根拠資料

- 4-4-1 24年度年報用：研究科 AP, DP, CP2013.02.07, (教務委員会)
- 4-4-2 CNS 取得状況 2012
- 4-4-3 日本赤十字看護大学ホームページ
- 4-4-4 平成 24 年度国家試験合格状況 (第 18 回教授会追加資料)
- 4-4-5 教務課成績報告票
- 4-4-6 24 年度 3 月 15 日現在、大学院生の就職内訳 (学生課保管)

第5章 学生の受け入れ

1. 前年度から持ち越した目標

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

〈看護学部〉

- ①新アドミッションポリシーの広報を継続する。

〈看護学研究科〉

- ※平成24年度からの新項目のため、平成25年度に目標設定を行う。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

〈看護学部〉

- ①多様な入試に応じた学生募集を継続する。
- ②大学入試センターを利用した新たな3つのコースについて、応募状況、受験生の成績、大学への歩留率などの視点から評価する。
- ③受験者別（各種推薦、一般、センター利用型）の入学後の成績について検討する。
- ④受験者からの開示請求に対し、迅速かつ誠実な対応を継続する。

〈看護学研究科〉

- ①平成25年度入試では、もっと修士課程看護学専攻看護教育学、看護管理学実践コースの特徴を（働きながら学ぶことができる点など）アピールし、安定的に応募者を確保する。
- ②修士課程国際保健助産学専攻実践コースは、引き続き在学3・4年生、卒業生に対するアプローチ、大学院説明会参加者に対するアピールを積極的に行う。

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

〈看護学部〉

- ①適切な定員管理を継続する。

〈看護学研究科〉

- ①引き続き、修士課程、博士後期課程の各専攻において適切な定員管理の継続を図る。
- ②入学者選抜試験の試験日程の検討を行い、大学院受験者数の増加を図る。
- ③修士課程看護学専攻において、個別入学試験審査を活用した受験者数増加を図る。

(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

〈看護学部〉

- ①本学における学部対象の全ての入学試験の出題について、担当者、選抜試験科目、出題内容や出題範囲の適正さなどについて検討する。
- ②将来の入学試験問題の在り方について、新学習指導要領に即して検討する。
- ③教職員の入試業務体制を整備するために、専門部会を設ける。

〈看護学研究科〉

- ※平成24年度からの新項目のため、平成25年度に目標設定を行う。

2. 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

〈看護学部〉

新アドミッションポリシーについては、ホームページの受験生案内、学生募集要項、そしてオープンキャンパスで配布する入試ハンドブック等に、「①人間の尊厳を第一に考える人、②人とかかわりあうことに喜びを見いだせる人、③看護に関する学問・実践の楽しさや深さを学びたい人」と明示している。具体的には、看護を学ぶために必要な基礎学力と思考力、慣れない状況で初対面の人とも交流することができるコミュニケーション能力と感性、直面する課題に取り組もうとする意志と能力等を明示している。また、各入学試験については、それぞれに審査すべき能力を提示している。

〈看護学研究科〉

アドミッションポリシーは、「①体験から得た知見を活かし、論理的な思考に結びつけることのできる人、②自らの意見を持ち、かつ柔軟に他者の意見に耳を傾けることのできる人、③自らの問題意識を深め、課題を追求していくことのできる人、④社会的関心を持ち、国際的な視野に立ってものごとを見、考える力をもつ人、⑤倫理的な問題に真摯に向き合い、その解決に向けて取り組む意志をもつ人」であり、ホームページ、大学院案内、募集要項等に明示している。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

〈看護学部〉

平成25年度入試の学生募集は、推薦入試は昨年同様、指定校推薦、支部長推薦、公募推薦の枠で募集を行った。一般入試はA日程のみの募集とし、B日程は廃止した。また大学入試センター試験利用型は、センター1-A（文系重視型）、I-B（理系重視型）、センターII（総合重視型）の3コースに拡大して募集を行った。受験者数は、募集枠に対し、一般入試は7.7倍、公募推薦は14.6倍に及んだ。センター試験利用型では29.4倍の応募者がみられた。3年次編入学試験は、昨年同様11月に実施されたが、辞退により1名欠員となったため、2月に第2次選抜を実施した。

また、受験者からの成績開示請求は制度を開始して3年が経過する。開示請求申請数は平成23年度入試にて17件、平成24年度入試にて9件であった。

〈看護学研究科〉

7月に大学院修士課程個別入学資格審査を新規に実施し2名が合格し、修士課程の受験に繋がった。平成25年度入試（平成24年度実施）は、修士課程看護学専攻39名（前年比5名増）、国際保健助産学専攻16名（前年比10名減）、博士後期課程12名（前年比同）が受験した。試験は、今年度より、修士課程3回（9・11・2月）、博士後期課程2回（9・2月、ただし11月は新設領域の国際・災害看護学領域のみの実施）を行い、入学定員を確保した。

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

第5章 学生の受け入れ

〈看護学部〉

①学生収容定員数および入学者数

学部の入学定員は1学年130名である。3年次編入学者の定員は1学年10名である。よって学生収容定員数は540名である。平成25年度の入学生は142名、3年次編入学者は11名である。平成23年度から平成25年度までの入学試験別募集定員および入学者数の推移を表5-1に示した。定員に対する入学者の割合は23年度において1.1倍をわずかに超えたが、大幅な超過ではない。

表5-1 過去3年間の入試別募集定員および入学者数（看護学部）

入試の種類		平成23年度	平成24年度	平成25年度	
看護学部	一般・センター 一利用型	入学者	80	75	77
		募集定員	65	65	65
	指定校推薦	入学者	15	17	20
		募集定員	-	-	-
	公募推薦	入学者	25	19	17
		募集定員	-	-	-
	支部長推薦	入学者	25	28	28
		募集定員	-	-	-
	合 計	入学者	145	139	142
		募集定員	130	130	130
入学者に対する比率		1.11	1.08	1.09	
3年次編入学	一般	入学者	8	10	11
		募集定員	10	10	10
	赤十字短大 推薦	入学者	-	-	-
		募集定員	-	-	-
	合 計	入学者	10	10	11
		募集定員	10	10	10
	入学者に対する比率		1.0	1.0	1.1

②学生収容定員と在籍者数の比率の適切性

平成25年度における学生収容定員に対する在籍者数の比率は1.09であった。過去3年間の比率は表5-2のとおりであり、いずれも1.1以下となっている。

表5-2 過去3年間の在籍者数（看護学部）（各年度5月1日現在）

学 年		平成23年度	平成24年度	平成25年度
学部	1年生	145	139	142
	2年生	141	144	139
	3年生	142	141	143
	4年生	145(4)	145(3)	143(3)
編入	3年生	8	11	11
	4年生	10	8	11
合計		591	588	589
収容定員		540	540	540
(収容定員に対する割合)		1.09	1.08	1.09

()内は留年者

〈看護学研究科〉

平成 25 年度の入学者数では、修士課程看護学専攻の入学者数は 30 名、国際保健助産学専攻の入学者数は 16 名であった。対入学定員数の比率では、修士課程看護学専攻 1.0、国際保健助産学専攻 1.0 であった。博士後期課程の入学者は 8 名で定員 5 名を大きく上回った。対入学定員数の比率は 1.6 であった。

表5-3 過去3年間の在籍者数（看護学研究科）（各年度5月1日現在）

課程	専攻・学年	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
修士	看護学専攻 1 年	29	22	30
	看護学専攻 2 年	31	30	26
	収容定員	60	60	60
	(収容定員に対する割合)	1	0.8	0.9
	国際保健助産学専攻 1 年	16	16	15
	国際保健助産学専攻 2 年	18	18	16
	収容定員	30	30	30
	(収容定員に対する割合)	1.1	1.1	1
博士	看護学専攻 1 年	2	8	8
	看護学専攻 2 年	4	2	8
	看護学専攻 3 年	9	10	7
	収容定員	15	15	15
	(収容定員に対する割合)	1	1.3	1.5

(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

〈看護学部〉

入学者選抜試験委員会は、入試全般を企画・運営し、入試実施要項、試験監督要領、面接要領の作成と見直しを行っている。今年度は、面接要項を見直し、大学全体の合議を経て、アドミッションポリシーに即した面接の視点を明確にした。面接評価用紙についても、面接委員の判断理由を客観化できる様式に改定した。また試験監督要領に関しては、大学入試センター試験の試験監督要領に準じて改定した。

大学入試センター業務に関しては、教職員 17 名を選出し、共同開催の國學院大學にて試験監督を実施した。大学入試センター試験監督の業務は年々複雑化しているため、選出された教職員が円滑に業務を遂行できるように、学内での事前説明会等を企画、実施した。

また組織編成を行い、入学者選抜試験委員会の下部組織として入試実行部会、大学センター入試部会、入試問題検討部会を設置した。入試問題検討部会では、入試問題の適切性について検討した。

〈看護学研究科〉

研究科入学者選抜試験委員会は、入試全般を企画・運営し、入試実施要項、試験監督要領、面接要領の作成と見直しを行っている。今年度は、修士課程において全専攻・全領域での年 3 回実施を計画し実施し入学定員を確保した。

また、博士後期課程では「国際・災害看護学領域」が新設されることから、11 月に入学者選抜試験を実施した。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・求める学生像の他に、各入学試験において修得しておくべき知識等の内容や水準などについて明示できている。
- ・大学入試センター試験利用型のコースを拡大したことで、理数系を得意とする学生など多様な可能性を持つ応募者の増加につながったと考えられる。
- ・成績開示に関しては、不服申し立てや問い合わせ等はなく、受験生において概ね納得が得られていると考えられる。
- ・学部において、入学者に対する比率が平成23年度は1.1を超えたが、編入は0.8となっている。また、収容定員に対する割合は過去3年間、1.1未満に留められており、適切に定員管理が行われている。
- ・アドミッションポリシーに即した評価視点の見直しや面接評価用紙の改定がなされており、学生の受け入れ方針に基づく公正な選抜方法に向けての取り組みがなされている。

〈看護学研究科〉

- ・大学院入試では、「働きながら大学院へ行こう！」をキャッチコピーとし、社会人大学院生確保を広報委員会と共同で実施し、学生確保を図った。
- ・修士課程看護学専攻実践コースにおいては、受験者数は減少したものの安定的な応募者を確保している。
- ・修士課程国際保健助産学専攻実践コースでは、在学3・4年生に対するコースの説明会の実施、オープンキャンパス時の参加者は例年より1.5%増であったが、実際の入学者選抜試験受験者は10名減となった。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・障害のある学生の受け入れ方針については、明示できていない。
- ・大学入試センター試験利用型の応募枠拡大に対する評価を行う必要がある。
- ・入試試験の出題における担当者、選抜試験科目、出題内容や出題範囲の妥当性や適切性を評価するシステムの構築については、今年度は結論に至らなかったため、継続課題である。
- ・新学習指導要領に即した将来の入学試験問題の在り方は審議中であるが、受験科目等の学生募集要件に関わるため早急に結論を出すべき課題である。

〈看護学研究科〉

- ・修士課程長期履修制度や共同大学院に関する広報が不十分である。

4. 次年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・新アドミッションポリシーの広報を継続する。

- ・引き続き多様な入学者に応じた学生募集を継続する。
- ・受験者別（各種推薦、一般、センター利用型）の入学後の成績を勘案し、大学入試センター試験利用型の応募枠拡大に対する評価を行う。
- ・次年度も適切な定員管理を継続する。
- ・今年度から導入した面接用紙の妥当性に関する検討を行う。

〈看護学研究科〉

- ・これまでの取り組みを継続する。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・平成27年度入試の受験科目を決定し、学生募集要件を確定し受験生に周知する。
- ・募集要項等のケアレスミスをなくすためのチェック体制を強化する。

〈看護学研究科〉

- ・平成26年度入試（平成25年度実施）では、修士課程長期履修制度の実施が始まることにより大学院説明会等で広報活動を積極的に行い、学生確保を図る。
- ・平成26年度に設置準備している共同大学院の入試を行い、学生確保を図る。

5. 根拠資料

- 5-1 情報公開資料：入学者に関する受け入れ方針および入学者の数、収容定員および在学者数、卒業（修了）者数ならびに進学者数および就職者数、その他進学および就職等の状況に関すること

<http://www.redcross.ac.jp/disclosure/announcement.html>

第6章 学生支援

1. 前年度から持ち越した目標

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるように学生支援に関する方針を明確に定めているか。

※平成24年度からの新項目のため、平成25年度に目標設定を行う。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

【学生への経済的支援】

〈看護学部〉

- ①奨学金の重複受給希望への対応や公正な選考を工夫する。
- ②学部生のみならず大学院生を対象にした奨学金の紹介や広報が必要である。
- ③日本赤十字社第二ブロック以外の施設の奨学金情報の提供を継続する。

〈看護学研究科〉

- ①奨学金を本当に必要としている学生に、偏りなく奨学金の貸与・給与がなされるように、応募段階での基準や、複数応募の場合の学内選考基準の設定に向けて検討する。
- ②学生への奨学金情報提供の仕組みを充実させる。

【学生研究活動への支援】

〈看護学部〉

- ①卒業後、学会等で研究Ⅱをベースに研究発表をしたケースを把握し、その情報をホームページで広報する。
- ②全学的な研究Ⅱ発表会の実施を検討する。

【生活相談等】

〈看護学部〉

- ①さらに保健室業務を整理・合理化の方向で見直すとともに、保健師と教員がより効果的に連携が図れるようにする。
- ②結核対策として平成24年度よりQFT検査を新たに導入するので、判定結果が陽性となった学生に対する指導を校医と連携して適切に指導する。
- ③健康診断の結果報告に基づき保健師による個別の保健指導を行う。
- ④学生が各種の感染症に罹患する、あるいは実習施設の患者や入所者に感染を仲介するのを予防するために、対策システムを円滑に運用する。
- ⑤海外渡航時の感染症対策、とくに感染症に罹患した際の対策について検討する。
- ⑥健康教育「健康とタバコ」の効果を高めるため実施時期を早期に検討する。
- ⑦引き続き初期対応を適切に行い、ハラスメントを防止する。
- ⑧学生の生活面を含めて保護者との連携を図るために、保護者会を発展させるとともに、保護者懇談会を開催する。
- ⑨財政難から開室日数を削減することを余儀なくされているが、学生相談が効果的に行えるよう検討する。
- ⑩不登校学生の把握と対応を行う。

- ⑪学生支援の充実のために、支援する教員のサポート体制を強化する。
- ⑫学生生活実態調査や年度末のアンケート調査を継続して生活指導に役立てる。

〈看護学研究科〉

- ①大学院生の学習環境を整えるため、実習やフィールドワーク時におけるロッカーの使用状況を確認し、適切に利用されるよう整備する。

【就職支援】

〈看護学部〉

- ①「マナー講習会」の内容をさらに学生のニーズに合ったものにするよう検討する。
- ②「キャリア支援ハンドブック」についてはさらに検討する。
- ③就職担当の役割を継続して果たす。
- ④病院の合同説明会の充実に向けて、病院の数や参加施設の検討を行う。
- ⑤就職データの活用状況の把握の仕方について検討する。

〈看護学研究科〉

- ①大学院の学生生活支援に向けて、学部と独立した委員会組織の立ち上げが課題である。大学院生の就職支援を充実させることに向けて、学部向けに実施されている就職説明会などに参加している各医療施設に対して、大学院卒業生に関するニーズを調査するとともに、大学院生が就職説明会に参加しやすくするための条件を整備する。

【課外活動】

〈看護学部〉

- ①東日本大震災被災地での活動をしているサークルおよび団体の把握、および大学との連絡体制の強化。
- ②サークル顧問の役割や責任の明確化。1名の教員が顧問をするサークル数、サークル内でのトラブル発生時の顧問への支援等の検討。
- ③学外者に指導を受けているサークルの把握とその対応等。
- ④保健師教育課程の選択制に伴い、国家試験資格取得にかかわらず課外授業に関する学生の要望を把握し、必要に応じて資格取得を目的とする課外授業開設等について検討を行う。
- ⑤学生自治会のあり方、特にキャンパスライフやアメニティ等、学生生活等に関する意見交換について、学生がどの程度要望しているか把握する。
- ⑥学生が主体的に活動できるような、教職員の支援のあり方を検討しながら、定期的な意見交換のシステムを確立する。

2. 現状の説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるように学生支援に関する方針を明確に定めているか。

本学は、「人々の尊厳と権利を守り、看護を通して赤十字の理念である「人道(Humanity)」の実現にむけて努力する人間を育てる」ことを教育理念に掲げ、学生が学修に専念できるよう経済的支援、学習支援、心身の健康保持増進に関する支援、ハラスメント対策、就職・進路支援の充実に努めている。

- ①学生生活・就職支援委員会の設置

第6章 学生支援

平成24年度より、学生生活委員会、国家試験対策委員会、就職支援委員会が学生生活・就職支援委員会として再編成され、学務部長・学年主任・看護系教員・学生係で構成されている。再編後、学生生活・就職支援委員会規程は制されていないが、前委員会規程に基づいて活動を行っている。

② クラス担当教員

学生1人ひとりの、生活面・修学面でのより一層の適応を促すために、1学年に1名の学年主任と6名のクラス担当教員を置いている。学生には、奨学金・就職・進学などの相談をはじめとして、学生生活全般について学生の相談に応じると周知している。

③ 奨学金制度

経済的理由により修学困難な学生に対して学業継続のための奨学金制度（資料6-1）と、学業奨励の目的で成績優秀者に経済的支援を行う特待生制度（授業料免除）（資料6-2）を設けている。

④ 健康管理および学生相談

人々のヘルスケアに携わる専門職者となる学生が、学業に専念できるよう、また心身の健康保持増進について自己管理ができるよう支援している。

⑤ 就職・進路支援

看護師・保健師の資格獲得と希望する病院・機関への就職あるいは進学について学生の選択決定に対して支援している。

⑥ 課外活動

課外活動は、大学の重要な教育活動の一環として位置づけられており、学生の自由な選択意志と主体的な活動のもとに、団体構成員相互の責任と人間関係を円滑に保持し、リーダーシップやメンバーシップなどを学びながら人間的に成長を期待する集団活動である。クラブの顧問である教員と学生生活・就職支援委員会が主に、その活動を支援する。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

① 経済的支援

学部の主な奨学金の受給状況は表6-1に示したとおりである。平成24年度の奨学金受給者延べ数は680名、学生総数に占める割合は116.0%であり、これまでと同様、複数の奨学金を受給する学生が多い。種類別受給状況では、日本赤十字社関連奨学金は58.6%で最も割合が高く、次いで日本学生支援機構奨学金26.6%（第一種・第二種合計）であった。平成24年度は、東北大地震の被災によって生じた経済的理由により修学困難な学生への支援として「日本赤十字学園大規模災害被災学生奨学金」が設けられ、2名の学生が受給対象者となった。

奨学金に関する学生への情報提供は、学生便覧、ホームページ、奨学金説明会、学内掲示で行った。特に、奨学金および病院説明会は、全国赤十字病院28施設と実習病院等19施設の参加を得て、希望者が奨学金制度について幅広く情報提供を受けられる機会となった。このほかに、随時、学務課学生係およびクラス担当教員が個別相談に応じた。

また、特待生制度では、平成24年度も前年度の学業成績優秀者の上位2名（計6名）が選出された。また入学時に選出された特待生においても、継続して特待生として授業料の免除がなされた。

第6章 学生支援

援の方法について個別相談に応じる機会を設けているが、修学に支障をきたす身体的障がいのある学生は在籍していない。近年、問題となっている発達障がいのある学生については、実習中にそのような傾向が明らかになる場合があり、実習担当教員とクラス担当教員が学生相談室と連携をとって、個別対応している。

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

①健康管理

保健センターに保健室と学生相談室が設置され、学生の健康管理はおもに保健室が担っている。保健室は週5日開室して、保健師が定期健康診断と事後指導、予防接種の実施、健康相談などを行っている。保健室の人員配置は、専任保健師1名および繁忙期(4月から6月)のみ配置される非常勤保健師1名である。

定期健康診断は、(財)ちば県民保健予防財団に委託して4月に実施した。健康診断の事後指導に関しては、校医が結果を確認した上で、再検査や保健指導が必要な学生に対して保健師が個別指導を行った。保健室利用延件数は1234件で、その主な対応は「相談」「生活・保健指導」「処置」「計測」などであった。

感染予防対策については、看護学実習オリエンテーション時に『看護学実習における感染予防対策』(資料6-3)を用いて感染予防ガイダンスを行っている。具体的には、保健師が中心となって結核・肝炎ウイルス・インフルエンザ・麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎に関する情報提供にくわえ、感染予防の保健指導の実施、ワクチン接種の推奨などの感染予防対策につとめた。さらに、ノロウイルスや百日咳など他の感染症に対しては、流行状況を把握して適宜指導している。そのほか、授業の課題活動やサークル活動での海外渡航時には、授業担当教員、サークル顧問、保健師による指導を行い、感染症予防に努めている。

そのほか、1年生を対象に健康教育の一環として、日本赤十字社医療センター禁煙外来の看護師による「健康とタバコ」の特別講義を7月に実施した。アンケートでは、喫煙の長期的な影響についての関心および理解が非常に強化されていた。

②学生相談

学生相談室は学生のメンタルヘルスに関する相談に応じており、非常勤カウンセラー2名によって週4日開室されている。入学後のガイダンスでは『学生相談室利用案内』(資料6-4)を用いて学生相談室の利用に関する情報の周知を図っている。さらに学生が相談室をより利用しやすいように、2か月に1度の割合で発行している『相談室だより』(資料6-5)を学部生全員に配布するよう徹底した。学生相談室利用延件数は991件(面接数473件)で、その主な相談内容は「学生生活」「対人関係」「学業」などであった。

そのほか、年2回「教職員とカウンセラーとの懇談会」を開催し、教職員が一人で問題を抱え込まず、他の教職員やカウンセラーに相談できる場とした。学生相談室の全来談者数の約20%を教職員が占めており、その主な理由は「学生対応」であった。教職員へのコンサルテーション機能も果たしている。

③ハラスメント対策

ハラスメントを含む人権侵害、および倫理問題に包括的に対処するために、「日本赤十字看護大学人権・倫理委員会規定」(資料6-6)に基づき、人権・倫理委員会を設置している。学生には『ハラスメント防止・相談の手引き』(資料6-7)を配布し、各種ハラスメントにつ

いて説明するとともに、学内外の「人権・倫理相談員」の氏名、連絡先などを知らせている。実習において患者からのセクハラ行為を受ける学生がおり、その場合は担当教員および実習指導者によって個別対応している。そのほか、平成24年度はハラスメントに関わる事案はなかったが、学生友人間や実習担当教員とのコミュニケーションの問題が、学生相談室やクラス担当教員、実習担当教員個々で対応されている。

④課外活動

大学が組織的に行っている指導・支援としては、クラブ等の団体の顧問、大学祭やキャロリング運営に関することなどである。現在、クラブ等の団体は14団体あり、延409名の学生が所属している。平成24年度は、学生生活や自治会活動に関する学生との意見交換の機会を設定することはできなかった。

(4)学生の進路支援は適切に行われているか。

①就職・進路選択に関する支援

1年生には、入学時から4年間を通して、学生が自身のキャリアプランのイメージができるように『キャリア支援ハンドブック』（資料6-8）を配布した。また、日常生活や実習時のマナー向上のための「コミュニケーション・マナー研修」を開催した。

2年生と3年生（編入生含む）については、3月に合同の進路ガイダンスを開催した。学生の進路選択の参考になるよう、赤十字関連施設・赤十字以外の病院および保健師として保健所への就職が内定した4年生、大学院進学予定の4年生、看護師として勤務している卒業生による体験談を主な内容とした。

また、全学生を対象とした赤十字関連病院と実習病院を含む合同病院説明会や、就職活動時の面接や日常生活や実習場面でのマナー向上のための「マナー講座」を開催した。ほかに、年度初めのクラス担当教員との個別面談時や学生の希望時に進路選択に関する相談に応じている。

平成24年度卒業生は、就職率94.6%（赤十字関連施設77.8%、赤十字以外の病院14.8%、行政機関2.0%）、進学率2.0%、その他3.4%であった。

②国家試験対策および卒前スキルアップ研修

今年度の国家試験対策として、アチーブメントテスト、模擬試験、模擬試験結果から本学の全体傾向の把握および教員会議での報告、予備校講師による受験ガイダンスおよび対策講座、国家試験対策講座を実施した。模擬試験結果は、4年生の各学年担当に配布され、必要時面談を行い、学習支援に役立てている。アチーブメントテストについては、学生が自らの達成状況を把握して1年間の学習課題を明確化できるように、4月のガイダンス期間に4年生だけでなく3年生を対象としたテストも実施した。

卒業前スキルアップ研修は、国家試験対策を兼ねて専門看護師および認定看護師による講義と、教員による看護技術演習を実施した。

平成24年度新卒者の国家試験合格率は、看護学部において看護師97.9%（全国平均94.1%）、保健師100%（全国平均97.5%）、研究科（修士課程・国際保健助産学専攻）において助産師93.3%（全国平均98.9%）であった。

③キャリア支援に関する組織体制

平成24年度より、学部では、学生生活委員会、国家試験対策委員会、就職支援委員会が

第6章 学生支援

学生生活・就職支援委員会として再編成され、キャリア支援については、主に委員会内の国家試験対策部会、就職・進路支援担当が担っている。研究科においては、研究科学生生活・就職支援委員会が担当している。また、事務局では、学生係が就職情報室の管理・運営、関連情報の提供の実務を担当している。それぞれの担当者は、クラス担当教員と連携して対応している。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

- ・在籍学生総数に対する奨学金受給者数の割合は116.0%であり、さらに特待生制度を設けていることから、経済的支援は充実している。さらに「日本赤十字学園大規模災害被災学生奨学金」が新たに設けられ、被災学生への経済的支援ができた。
- ・健康管理および学生相談については、4月のガイダンスおよび掲示等の広報活動で周知しており、必要に応じて学生が利用できる体制は保たれている。また、相談援助ニーズの高い学生への支援については、学生に承諾を得たうえで関係する教職員が連携を図って対応している。

②改善が必要な事項

- ・平成24年度から、前年度までの学生生活委員会・国家試験対策委員会・就職支援委員会が再編成され、学生生活・就職支援委員会が設置された。それぞれの委員会が担ってきた役割を継続して担当しているが、委員会再編後、学生生活・就職支援委員会規程として前委員会規程を統合していない。
- ・これまで、奨学金・就職・進学などの相談をはじめとして、学生生活全般について学生の相談に応じるとして、1学年に1名の学年主任と6名のクラス担当教員を配置してきた。しかし、退学者や休学者、留年者にくわえ、メンタルヘルス上の問題や実習場面で発達障がいを感じる対人関係上の問題を抱える相談援助ニーズの高い学生へのより適時適切な支援を充足させるためには、体制を見直す必要がある。
- ・本学は、小規模の単科大学であるため被害学生と加害学生・教職員の立場を尊重しつつ、ハラスメントに適切に対応する必要がある。ハラスメント対策については、学生便覧や『ハラスメント防止・相談の手引き』にて学生への周知に努めてきたが、学生の相談に応じた教職員が適切に対応できているのかは不明であり、また、どのように対応したらよいのかについては、周知徹底されていない。
- ・クラブ活動、学生自治会によるイベント、ボランティア活動などにおける学生からの相談や要望に対しては、顧問や学生生活・就職支援委員会の自治会担当教員が個別に対応しているが、学生自治会と大学（学生生活・就職支援委員会、学生係）との意見交換の機会が設定できなかった。
- ・学生生活・就職支援委員会の国家試験対策部会と学生による国試対策係が連携し、年度初めからアチーブメントテスト、教員と業者による国家試験対策講座、模擬試験を実施した。結果は、平成24年度新卒者の国家試験合格率は、看護師(97.9%)・保健師(100%)ともに全国平均を上回ったものの、看護師国家試験では、3年ぶりに不合格者を出した。

4. 次年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

- ・重複して奨学金制度を利用する場合、経済的支援を必要とする学生のニーズに適正に対応することができるよう、より公正な選考基準の見直しを検討する。
- ・経済的支援と学業奨励を一層効果的に行うために、平成26年度からの特待生制度の見直しを行う。
- ・学生自身が心身の健康について自己管理できるよう『健康管理手帳』（資料6-9）を活用し、学生生活上の問題に適切に対応できるよう継続して支援する。

②改善が必要な事項

- ・学生生活・就職支援委員会規程を検討する。
- ・平成25年度より、クラス担当教員を2名増員して8名とし、学生の相談援助ニーズに適切に対応できるように、原則4年次までの持ち上がり制とする（資料6-10）。
- ・本学は小規模の単科大学であるため、ハラスメント事案発生後の当事者の立場を考慮すると、何より予防が重要である。現在も『ハラスメント防止・相談の手引き』を用いてハラスメントに関する説明を行っているが、学生が不快に感じた出来事に適切に対処できるよう、さらに周知徹底を図るための方策を検討する。また、教職員が事例の相談・対応・処理を適切に行うための方法とシステムの見直しについても検討する。
- ・学生生活等に関する学生自治会と大学（学生生活・就職支援委員会、学生係）との意見交換の場を設ける。また、定例化できるよう検討する。
- ・学生生活・就職支援委員会内の国試対策担当を国家試験対策部会として独立させ、学生国試対策係と連携し、支援の強化を図る。
- ・今年度の国家試験対策の見直しを行う。特に、模擬試験や授業の成績が不良の学生に対する個別指導を強化する。
- ・不合格となった既卒者に対する支援体制を検討し実施する。

5. 根拠資料

- 6-1 『奨学金案内』
- 6-2 「日本赤十字看護大学特待生（授業料免除）規定」
- 6-3 『看護学実習における感染予防対策』
- 6-4 『学生相談室利用案内』
- 6-5 『相談室だより』
- 6-6 「日本赤十字看護大学人権・倫理委員会規定」
- 6-7 『ハラスメント防止・相談の手引き』
- 6-8 『キャリア支援ハンドブック』
- 6-9 『健康管理手帳』
- 6-10 「クラス担当教員内規」

第7章 教育研究等環境

1. 前年度から持ち越した目標

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

※平成24年度からの新項目のため、平成25年度に目標設定を行う。

(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

- ①施設・設備等の点検を継続し、不具合には迅速に対応する。
- ②視聴覚教室および第2情報処理室の情報機器の入れ替えを行う。
- ③学生のニーズを反映したキャンパス・アメニティの整備を継続する一方で、節電の継続や紙資源の無駄遣い（コピーやPC印刷等）防止に関する広報を行う。

(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

【図書館】

- ①広尾館・武蔵野館の資料の分類・整理の一体化（統一）について、武蔵野館の今後の運営に関する見通しと合わせ、再検討を行う。
- ②研究費購入資料のデータベース化の必要度について、再検討を行う。
- ③武蔵野館において、学術的価値がなくなった医学図書や必要以上の複本の除籍作業を引き続き行う。
- ④武蔵野館の複写機について、増設を検討する。
- ⑤広尾館・武蔵野館とも、利用者数の減少について分析を行う。
- ⑥情報検索とレポート作成が同時に行える利用者用パソコンの設置を検討する。

【情報インフラ】

- ①OPACで提供している目録についてのデータ検証・修正計画、年度毎の作業計画をたてる。
- ②武蔵野キャンパス近隣の大学図書館と連携し、相互利用を緊密化する。
- ③引き続き武蔵野館所蔵図書のラベル剥落・破損図書等の状態改善を行う。
- ④赤十字資料の分類方法を検討する。
- ⑤紛失図書の実態と原因についての調査を行う。
- ⑥図書館と史料室の今後の役割分担についての確認を行う。

(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

- ①学会誌への投稿に向けた支援を希望者に対して提供する。
- ②研究費や研究時間、研修機会を十分に確保する努力を継続する。
- ③外部の競争的資金獲得を継続して拡大する。

(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

※平成24年度からの新項目のため、平成25年度に目標設定を行う。

2. 現状の説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

平成17年度の日本赤十字武蔵野短期大学との統合により、定員が130名と増加し、それに合わせて現在の広尾キャンパスを新築した。大学設置基準等に基づいて、十分な校地・校舎、施設・

設備を確保しており、また、現在のところ新築・改築等の必要性はないと考えている。よって環境整備に関する方針は定めていない。

(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

①校地

広尾キャンパスの校地面積は15,864.15㎡、武蔵野キャンパスの校地面積は13,825.91㎡である。大学設置基準(5,400㎡)に比べて十分な面積を有している。

②校舎

広尾キャンパスの校舎面積は14,962.45㎡、武蔵野キャンパスの校舎面積は4544.24㎡である。大学設置基準(5,652㎡)に比べて十分な面積を有している。

③講義室・演習室・学生自習室

広尾キャンパスの総数は22、総面積は3,090.6㎡、武蔵野キャンパスの総数は13、総面積は805.0㎡である。

④主要施設の概況

広尾キャンパス1号棟は、平成19年に竣工し、講義室、研究室、演習室、図書館等があり、延床面積5,185.0㎡である。同2号棟は、平成17年竣工、講義室、研究室、演習室等があり、延床面積9,777.5㎡である。

武蔵野キャンパスA館は、昭和51年竣工、講義室、研究室、演習室、図書館等があり、延床面積2,921.6㎡である。同B館は、平成6年竣工、講義室、研究室、演習室等があり、延床面積1,622.7㎡である。同体育館は平成13年竣工、732.9㎡である。

学部・研究科ごとの講義室、演習室等の面積・規模は表7-1のとおりである。

学部の学生用実験・実習室の面積・規模は表7-2のとおりである。

表7-1 学部・研究科ごとの講義室、演習室等の面積・規模

学部・研究科等	種別	室数	総面積 (㎡)A	収容人員 (総数)	学生総数 B	A/B	備考
広尾キャンパス	講義室	16	2,305.8	1,630	572	4.03	
看護学部	演習室	6	253.1	130	572	0.44	
武蔵野キャンパス	講義室	5	710.8	520	0	—	
看護学部	演習室	4	94.2	28	0	—	
研究科	学生自習室	2	510.4	75	95	5.37	院生室
共用	体育館	1	733.0	—	—	—	
	講堂	1	1,153.5	900	—	—	

表7-2 学部の学生用実験・実習室の面積・規模

用途別室名	室数	総面積(㎡)	収容人員(総数)	収容人員1人当たり面積(㎡)
看護実習室	7	1,145.9	510	2.2
化学実験室	2	253.6	116	2.2
語学学習室	2	267.9	90	3.0
情報処理室	3	402.8	180	2.2
計	14	2,070.1	896	2.3

⑤キャンパス・アメニティ

第7章 教育研究等環境

広尾キャンパスの食堂と売店は、日本赤十字看護大学生生活協同組合が運営し、長期休暇期間を除き営業している。食堂は、学生数の半数に近い 250 席を用意し、女子学生が多いことから食事量の調節がしやすいカフェテリア方式を採用している。売店はパン・おにぎり等の軽食のほか、文房具類、書籍、CD 等を市販より安く販売している。校舎内には、学生同士や教職員との歓談等に役立てるため、学生ラウンジを 1 階から 3 階までの各フロアに設け、合計 150 人分の椅子とテーブルが備え付けられている。それぞれのフロアには清涼飲料水の自販機も設置され、市販より安い値段で販売されている。学生ラウンジは昼食場所としても利用されている。

武蔵野キャンパスには学生寮があり、自宅からの通学が困難な学生に利用されている。1 階には学生食堂や浴室、更衣室、保健室等があり、2 階から 3 階までが居室である。各室は、ドアを入ると左右に 2 部屋に分かれ、それぞれの部屋を 2 人で利用している。

スポーツ施設として、広尾キャンパスには多目的ミニ運動場（テニス、バスケットボール、バレーボール、フットサル）があり、武蔵野キャンパスには体育館がある。クラブ活動や有志でのレクリエーション等に利用されている。

キャンパス内の清掃は、広尾・武蔵野キャンパスともに専門の業者に委託しており、毎日行き届いた清掃が行われ、学内美化が保たれている。

(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

①組織

平成 24 年度委員会組織改編により、図書館運営委員会に史料室部会および紀要部会が置かれた。図書館職員数は、平成 24 年より正職員が 1 名減、派遣職員 1 名採用となり、臨時職員 3 名を合わせ合計 6 名で広尾館と武蔵野館で業務に当たっている。

②広尾館と武蔵野館の資料の分類・整理の統一

平成 17 年の大学統合以前は広尾館と武蔵野館別々の蔵書管理を行っていたことから、図書館システムの使用方法や入力内容の基準が未統一となっている。また、両館ともカード目録から図書館システムへの切り替えやシステム変更を行っているが、その際発生したデータ移行不全部分の修正処理が終わっていない。このため、検索利用上および管理上の不都合が生じている。

また、武蔵野館では、看護図書の分類は統合以降は NLMC で広尾館と統一しているが、医学図書は受入数が少なかったため、武蔵野館で以前より使用していた NDC 変型の分類を継続使用している。ただし認定看護師教育課程の授業が武蔵野館で行われるようになってからは、医学図書の新規受入や広尾館からの移管が多く行われるようになり、認定看護師コース用資料コーナーには数種類の分類記号の図書が並び、利用者にとってわかりにくい状態となっている。

③赤十字関係資料に関する図書館と史料室の関係

赤十字関係資料については、平成 18 年に大半を図書館から史料室へ移管し、図書館に残る赤十字関係資料はわずかとなった。しかし分類は以前と同様の非常に細かいもののためラベルが見えにくく不便である。また、史料室では、図書館から移管された資料の保管のほか、独自の資料収集も行っているが、そのデータが図書館システムには入っておらず、資産管理がされていない。史料室では、学外への資料貸出、本学内での企画展示の参考と

して学外からの資料の借り出し等の活動も行っているが、史料室が図書館運営委員会下に置かれたことにより、その手続き業務が図書館職員の担当となった。

④利用者サービス

平成24年度の資料の受入状況・蔵書数は資料7-1、利用状況は資料7-2のとおりである。来館利用者数や貸出数は、学内者は学生数の増加に比して伸びず、代わって学外者の利用が増加傾向である。そこで、図書館運営委員会では、学内者向けの学習・研究支援サービスとして、学部3年生研究方法論と1年生基礎ゼミの授業に司書が参加し、文献検索および図書館利用の指導を行った。さらに、館内の利用環境の改善を図るため、館内貸出用PCの設置について検討を行った。また、書架や一部の閲覧席の照明が十分でないこと、また全体的に空調効果が低いことが明らかになったため、保護者会寄付金を使用してLEDデスクライト15台とサーキュレーター6台を整備した。

⑤他大学図書館との相互協力

平成24年度は武蔵野館から近い杏林大学の医学図書館へ相互提携の呼びかけを行った。

⑥紀要の発行

紀要部会では、紀要第27号を編集・発行した。一方、今後の発行について全教員へのアンケートを実施し、図書館運営委員会で審議した結果、第27号をもって紀要最終号とし、今後は大学リポジトリを設けて研究成果を公表していく案を作成し、教授会で承認された。

(4)教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

①教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備

今年度より新カリキュラムの運用が始まり、学生にとってはゆとりのあるカリキュラム構成になっただけでなく、選択科目の幅が広がったことで専門・教養両分野での幅広い学習が可能となった(資料7-3)。主な特徴としては、4年次前期の必修科目「研究I」を看護系・基礎教養系教員全員で分担し、指導を行っていることが挙げられる。基礎・教養系教員の専門分野は、医学、心理学、統計学、宗教学、言語学等多岐にわたっており、学生は看護だけでなくより学際的な観点からの研究が可能となっている。実際、今年度の4年生153名中、31名の学生が基礎教養系分野での研究を選択しており、学生のニーズに応える体制を整えていると言える(資料7-4)。

今年度の学生総数は学部586名、研究科105名、科目等履修生(学部)2名、科目等履修生(研究科)4名、研究科研究生5名、計702名である。パソコンの台数は、第一情報処理室(96台)、第二情報処理室(34台)LL教室(48台)で、卒論提出の繁忙期(12月)においても学生に大きな不都合が起こっていないことから十分な台数を整備していると言える。また、全てのパソコンには優良統計ソフトを完備し、授業等での効果的な学習の促進を図っている。これに加え、学内無線LANが整備されている。具体的には、図書館、学生ラウンジ1階と3階、および大学院生室にアクセスポイントを設け、一箇所あたり20台のアクセスが可能になっている。また、大学HPの学生専用ページから学内LANにアクセスが可能となっており、学生は学外からでも必要な情報を得ることが可能である。

②教員の研究費・研究室および研究専念時間の確保

残念ながら、教員の経常研究費は前年比微減である(資料7-5)。そこで本年度より設置された研究支援委員会では、外部の競争的資金獲得のための方策、設備、環境を整えるこ

第7章 教育研究等環境

とに注力しいくつかの方策を実施した。具体的には、本学教員が獲得可能性のある外部の競争的資金の一覧を作成し、応募に必要な情報と共に本学HPの教職員専用ページからアクセスできるように新たに整備した。また構内の空きスペースを有効活用し、外部資金獲得のための資料を集めたコーナーを常設している。

講師以上の専任教員には一人一室が与えられ、パソコン、机、PCプリンター、キャビネット、衣服用ロッカー、ゴミ箱が支給されている。

今年度、研究専念時間捻出のための方策として、常設委員会の大幅な再編・改編・統合・廃止等を行い委員会数および、教員が掛け持ちする委員会数も同時に減らすことができた。これにより、前年度比で見ると教員一人当たり約一委員会分の負担を若干ではあるが軽減することができている（資料7-6）。

③その他

今年度より新たに「研究FD」として外部講師を招き、研究者の倫理に関するFDを3月に実施した。また、来年度より「特定長期研修制度」として、国内外を問わず3か月以内の自主研究活動支援を実施することを決定した。

(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

本学の教職員や学生が研究倫理を遵守して研究活動を行うために、学内規程として、研究倫理審査委員会規程（資料7-7）、研究倫理審査委員会運用細則（資料7-8）、研究・調査依頼内規（資料7-9）を整備している（いずれも平成17年制定）。

研究倫理に関する学内審査機関としては、研究倫理審査委員会が設置されている。委員会は、毎月開催され、申請された研究計画書等に基づいて倫理的問題がないか審査を行い、必要に応じて修正を求め、問題がなければ承認している。平成24年度の審査件数は109件（教員31件、大学院博士課程11件、同修士課程50件、学部生15件、学外者2件）であった。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

【施設・設備】

- ・業者に委託して施設・設備等の点検を継続し、不具合には迅速に対応した。
- ・視聴覚教室および第2情報処理室の情報機器の入れ替えを行った。
- ・学生のニーズをもとに、一部の教室で昼食をとることを可能とした。
- ・節電の継続や紙資源の無駄遣い（コピーやPC印刷等）防止に関する広報を行った。

【図書館】

- ・目録データの検証と修正については、平成25年度中に広尾館・武蔵野館所蔵のすべての資料原簿と図書館システム内データ照合を行う計画を作成した。
- ・紛失資料の実態と原因についての確認は、広尾館に関しては、8月の蔵書点検により過去15年間の実態が把握できた。
- ・図書館運営委員会に史料室部会がおかれ、活動内容の報告等が行われるようになったことから、図書館と史料室の位置づけや役割が整理されつつある。

- ・平成25年度の学内PC入替時に合わせ、保護者会寄付金にて館内貸出用PCを購入することとした。
- ・武蔵野キャンパス近隣大学の図書館との相互利用については引き続き提携交渉中である。
- ・平成25年度の大学リポジトリ導入を目指して準備委員会を立ち上げ、委員会設立要項を作成した。

【教育研究等支援環境】

- ・今年度行った競争的資金獲得のための方策は、新規獲得件数が前年比2件増ということからも一定の効果があったと思われる（資料7-10）。

【研究倫理】

- ・研究倫理においては対象者の人権を守ることが大切であり、研究機関としての大学の社会的責任を果たすためにも公正・厳格で迅速な審査を行っている。審査委員3名で1チームを編成しきめ細かなチェックを行い、教育的観点からの指導アドバイスを申請者に返している。このことが若手教員や大学院生の研究指導の一環ともなっている。これまで承認した研究が対象者に対して倫理的問題を起こしたことはない。

②改善すべき事項

【図書館】

- ・広尾館と武蔵野館の資料の分類・整理の統一の計画、赤十字資料の分類方法の検討は実施されていない。
- ・武蔵野館における不要資料の除籍作業は、平成24年度は広尾館の除籍資料確認と作業が優先となり、武蔵野館では41冊のみの除籍にとどまった。
- ・本学の蔵書点検方法が赤十字学園の規程と異なっているため、統一を図る必要がある。

【教育研究等支援環境】

- ・奨励研究費の公表義務が、本学紀要だけでなく学会投稿でも可能となったが、同研究費への応募数が減少した（資料7-11）。
- ・学会誌への投稿に向けた支援に関しては、具体的な方策は実施しなかった。

【研究倫理】

- ・平成24年度後半、研究倫理審査委員会で研究参加同意撤回書の様式を作成し、平成25年度からの完全実施を広報した。
- ・研究倫理に関する研修会は開催していない。

4. 次年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

【施設・設備】

- ・施設・設備等の点検を継続し、不具合には迅速に対応する。
- ・学生のニーズを反映したキャンパス・アメニティの整備を継続する。
- ・節電や資源の無駄遣いの取り組みを継続する。

【図書館】

- ・資料データ検証については、平成25年度月別の目標を作成して実行する。
- ・資料公開のため大学リポジトリの運用を開始する。

第7章 教育研究等環境

- ・共用ファイル内にアーカイブファイルを作成し、特別講義の案内等、Eメール配信された学内発行物を保管していく。
- ・武蔵野館所蔵図書のラベル剥落・破損等の状態改善はルーティンワークの中で継続して行う。
- ・赤十字学園の規程に則り、毎年度末に蔵書点検を行い、1年ごとに紛失資料を点検する。
- ・利用者数減少の分析のため、ホームページ上の図書館サイトへのアクセス数カウント表示・意見箱設置等による利用者ニーズ把握を行う。
- ・学内者の利用者数増加への働きかけとして、教員と学生有志による部会活動、図書館ガイダンスや文献検索講習会の見直し、図書リクエスト方法の周知、図書到着時の掲示板による案内を検討する。
- ・平成25年9月までに館内貸出用PCを選定、図書館内貸出利用のためのマニュアルを作成し、利用開始する。
- ・他大学との相互利用については、杏林大学医学図書館とは引き続き交渉を行い、協定を締結し相互利用を開始するほか、DNGL5大学での連携を検討する。

【教育研究等支援環境】

- ・競争的資金獲得のため今年度より始めた方策をさらに拡充する。具体的には、これにかかる様々な情報提供を迅速に行い、教員の研究環境をさらに充実させるために継続してHPおよび学内設備を整備する。

【研究倫理】

- ・これまで通り公正・厳格で迅速な審査を継続する。

②改善すべき事項

【図書館】

- ・広尾館・武蔵野館の資料の分類等統一については、武蔵野館の今後の運営に関する見通しと合わせて再検討を行う。赤十字資料の分類方法は、史料室所蔵資料と合わせて検討する。
- ・武蔵野館における重複資料の除籍は、平成25年度は300冊以上を行うものとする。
- ・史料室と図書館双方の所蔵史料を把握できるシステム構築を検討する。
- ・史料室所蔵史料の劣化防止のためのマイクロフィルム化を見据えて、マイクロフィルムリーダーの設置を検討する。

【教育研究等支援環境】

- ・学内の競争的資金である奨励研究費の応募数を増やすために、特に助手を含めた若手研究者の投稿を奨励すべく、各領域の教授、准教授は指導体制を強化する。
- ・研究環境の整備に関しては、現在、学内で支給されているパソコンのOSは、サーバーのセキュリティ上の問題でWindowsに限られている。実際にはMacintoshを希望する教員もおり、研究者の希望する最善の研究環境を整える方策を検討する必要がある。
- ・学生の研究支援に関しては、来年度、卒業論文（「研究Ⅱ」）をPDF化し、学生がHP上で閲覧できるようにHPを整備する。これにより学生の研究への取り組みを奨励する一助となることが期待される。
- ・学会誌への投稿に向けた支援に関しては、採用のための具体的な方策を提供する研究FD等を実施し、学会誌への投稿に向けた支援を行う。

【研究倫理】

- ・研究参加同意撤回書の完全実施を行う。
- ・研究倫理に関する研修会を開催する。
- ・研究倫理審査を公正・厳格かつ迅速に行うために、申請書式・内容を検討する。

5. 根拠資料

- 7-1 平成 24 年度図書館資料統計
- 7-2 平成 24 年度図書館利用統計
- 7-3 大学ホームページ (<http://www.redcross.ac.jp>)
- 7-4 平成 24 年度「研究 I」所属領域
- 7-5 平成 23 年度・平成 24 年度 研究費配分
- 7-6 平成 23 年度・平成 24 年度 委員会委員名簿
- 7-7 研究倫理審査委員会規程
- 7-8 研究倫理審査委員会運用細則
- 7-9 研究・調査依頼内規
- 7-10 平成 23 年度・平成 24 年度 科研内定一覧
- 7-11 平成 23 年度・平成 24 年度 奨励研究費申請一覧

第8章 社会連携・社会貢献

1. 前年度から持ち越した目標

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

- ①社会のニーズにあった本学らしい企画の実施を継続する。

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

【地域連携】

- ①公開講座は、引き続き、参加者の関心やニーズに沿った企画をしていく。
- ②ホームカミング・デーは、参加対象者である卒業生、修了生、同窓生への周知方法を工夫し、また開催時期の検討も行う。

【国際交流】

- ①平成23年度に構築をした海外とのネットワークを継続して国際交流を促進する。
- ②国際交流活動の内外への発信と海外講師等の講演会を継続実施する。

【フロンティアセンター】

- ①研究・実践リンク部門、災害看護部門、フロンティアセミナー部門において、継続して事業を展開、より機能的に実施していく。
- ②認定教育課程では、質の良い入学者確保と定員確保のための入試広報の検討、実習施設確保（実習費問題の解決）、新規開設3コースの認定教育機関認定審査、フロンティアセミナーとしてのスキルアップセミナーの企画・運営について再検討する。

2. 現状の説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

【地域連携】

公開講座の目的（方針）に関しては、学則・第40条で「学長は、一般公衆の保健福祉看護に関する知識の向上を図るため、公開講座を開設することができる」（資料8-1）と規定している。しかし、旧公開講座委員会は平成24年度から地域連携委員会に改組されたが、地域連携委員会規程や地域連携の方針はまだ定められていない。委員会の中では、①市民向けに公開講座を開催し、地域社会に大学で蓄積した知の還元を図ること、③卒業生・修了生を対象としたシンポジウムを開催し、卒業生、修了生、同窓生との連携を強めること、といった方針が議論されている。

【国際交流】

平成19年にスウェーデン赤十字大学と「看護教育及び研究・開発に関する覚書」（資料8-2）を締結し、交換学生制度や教員の隔年派遣、研究協力等による国際交流を行っている。

【フロンティアセンター】

（第2章の教育研究組織を参照のこと。）

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

【地域連携】

- ①公開講座の実施

平成24年度は、6月29日に、「がんと人生」をテーマとした公開講座を開催した。講師は、財団法人日本対がん協会会長垣添忠生夫氏で、383名の参加者があった。広報は、交通機関、病院、福祉施設等へのポスター・チラシの配布、渋谷区の広報誌への掲載、新聞への掲載、従来の受講者へのダイレクトメール、本学のホームページ等を通して行った。参加費は無料とした。

参加者へのアンケート調査によると、受講者の約8割は女性で、20代～80代以上と幅広い年齢層の参加が見られたが、60代～70代が全体の6割を占めていた。受講者の約7割が過去に本学の公開講座に参加したことがあり、大半が本学からの案内状より情報を得て参加していた。公開講座の内容に対する評価は、「非常に良い」と「やや良い」が78.3%であった。自由記載では、「講師の体験から、がん対策への意欲、グリーフケア、死への心構えを再確認した」「がん医療の現在を知った」「がんに対する講師の情熱に脱帽した」などの意見が見られた。

②卒業生・修了生向けのシンポジウム（ホームカミング・デー）

平成24年度のホームカミング・デーは、大学祭と合わせた日程で、6月9日（土）に、「大学院で何を学んだか」をテーマに行った。シンポジストは、博士後期課程を修了後、臨床現場で働いている修了生1名、修士課程修了後、教育現場で働く2名の修了生の計3名である。広報は、ハガキ、ホームページ、電子メールで参加を呼びかけ、参加者は65名（卒業生・修了生31名、在学生8名、同窓生・退職者・教職員26名）であった。

参加者のアンケート結果では、「非常に良かった」「やや良かった」が8割近くを占めていた。自由記載では、「もっと学びたいという意欲がわいてきて、それを言語化するのが大学院だと知った」「実践と研究を結ぶ架け橋になりたいという思いが強くなった」などの意見が寄せられた。

【国際交流】

既存の海外交換協定大学との交流の他、災害看護教育拠点形成プロジェクト参加国であるタイ、インドネシア、バングラデシュとのネットワークを活かして教職員や学生の交流を行った。また、それら海外講師等の講演会や国際交流活動の様子を、ホームページを通じて内外へ発信した。

【フロンティアセンター】

フロンティアセンターは、その設置理念に基づき、看護の知的・実践的ノウハウを地域社会の人々の健康増進に活用するという明確な方針のもと、次の取り組みを行っている。

研究・実践リンク部門では、本学と日本赤十字社医療センターと日本赤十字社総合福祉センターが連携し、研究教育と実践がリンクして広尾地区全体に寄与するようなシステム（「ケアリング・フロンティア広尾」）を発足した。平成25年7月に「赤十字リサーチフェスタ」を企画している。新人看護師をサポートする会は、6月初旬の大学祭に実施したホームカミングデーに合わせて、本学卒業生の新人看護師の支援を展開した。

災害看護部門では日本赤十字社と日本赤十字看護大学の提携で、いわき市在住の5歳以上～64歳以下の浪江町住民を対象にした健康調査を行った。また、武蔵野地域防災活動ネットワークとして、年間10月～2月に10回、住民参加型の地域防災プログラムを実施した。新プログラムとして、要援護者トリアージのシミュレーションを展開した。

フロンティアセミナー部門では、認定看護師教育課程修了生のフォローアップのためのセミナーを開催した。認定教育課程では、認定看護師教育課程ニュースをホームページに10号分掲載したほか、日赤本社が赤十字病院向けに発行している情報誌に関連情報を適宜投稿

第8章 社会連携・社会貢献

する等、入試広報を見直した。赤十字施設の実習では実習費は無償であることを確認し、赤十字施設・外部実習施設への実習依頼をし、4コース分の実習施設は確保できた。認定教育期間認定審査で書類上の不備が指摘された。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

【地域連携】

- ・公開講座は、受講者数は昨年度より若干減少したとはいえ、受講者の満足度が高く、内容としては参加者のニーズに即した内容だったと思われる（資料8-3）。
- ・ホームカミング・デーは、参加者の満足度が高く、卒業生・修了生が、卒業後も学習意欲を強く持ち、大学での学びを活かしていることが伺えた（資料8-4）。

【国際交流】

- ・国際交流委員会主催による海外講師の講演会を今年度も継続して実施できた。その他、DNGL関連で海外講師による講演会を新規に開催することができた。
- ・スウェーデン赤十字大学に加え、新規にタイ赤十字看護大学との交換協定を進めていく方針がまとまり、協定書の準備を行うことができた。
- ・研究等を通して、既存のネットワーク以外にも海外とのネットワークを広げていく支援を継続して実施できた。

【フロンティアセンター】

- ・研究・実践リンク部門では、大学・病院・福祉施設が連携する新たなシステムづくりができたことは、教育研究と実践とがリンクする発展的な取り組みとして評価できる。
- ・災害看護部門の活動のうち、浪江町健康調査支援については、平成25年3月10日時点で、訪問調査213世帯、電話調査199世帯、訪問不必要の回答あり71世帯、連絡がつかず不明、54世帯 合計537の調査を実施し、健康問題と支援ニーズが明確になった。武蔵野地域防災活動ネットワークの活動については、各セミナーの参加人数は30～93名と幅があるが、一般住民プラス学生の10回合計は592名であった。参加者の評価は5段階で5（大変良い）～4（良い）であった。要援護者トリアージについては、武蔵野市の地域防災計画見直し案の避難所の項に取り上げられた。地域貢献に対し武蔵野消防署から感謝状を授与された。
- ・フロンティアセミナー部門は、認定教育課程の修了生365名が参加し盛況であったが、教育課程閉校に伴い、次年度以降は開催しないこととなった（資料8-5）。

②改善すべき事項

【地域連携】

- ・公開講座は、外部講師のみの実施だったので、学内の講師による講演会も開催し、大学の教育研究の成果をより社会に還元していく必要がある。
- ・ホームカミング・デーは、参加者数が減少したので、卒業生・修了生が周知できるよう、広報活動をより強化していく必要がある。

【フロンティアセンター】

- ・新人看護師をサポートする会は、盛況であったが、本学を卒業した新人のみのサポートと

なったため、赤十字病院全体の新人のフォローをどのようにするかが課題である。

- ・認定教育課程では、平成26年度開講予定の（糖尿病看護、認知症看護、慢性呼吸器疾患看護）コースについて入試広報を継続的に取り組む。
- ・赤十字施設には無償で実習を受け入れていただくことを前提とした実習依頼、実習施設確保に取り組み、基準カリキュラムを遵守する。

4. 次年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

【地域連携】

- ・公開講座、ホームカミング・デーとも、内容についての参加者の満足度は高いので、引き続き、参加者のニーズに答える内容の企画を行っていく。

【国際交流】

- ・タイ赤十字看護大学との交換協定の締結を推進する。
- ・海外講師等の講演会を継続実施する。
- ・研究活動や教育活動等を通じて、海外とのネットワークを拡大することを促進する。

【フロンティアセンター】

- ・研究・実践リンク部門では、「ケアリング・フロンティア広尾」における諸プロジェクト活動を展開し、運用も含め評価する。
- ・災害看護部門では、引き続き浪江町住民を対象にした健康調査を行い、アンケート結果の分析を踏まえて、具体的な支援方法について検討する。
- ・フロンティアセミナー部門では、より本センターが蓄積してきたノウハウや人的、研究的資源を基盤に企画、運営する。

②改善すべき事項

【地域連携】

- ・地域連携委員会規程を制定し、その中に地域連携の目的・方針の規定を盛り込む。
- ・公開講座は、引き続き外部講師による大規模の講演会を1回、学内講師による比較的小規模の講演会を2回、全体として計3回を開催し、地域社会への大学の知の還元を目指す。
- ・ホームカミング・デーは、周知方法にソーシャルネットサービスなどを導入するなどの改善を行い、参加者数の増加をめざしていく。

【フロンティアセンター】

- ・認定教育課程では、平成27年度以降の認定看護師教育課程の存続について検討する。

5. 根拠資料

- 8-1 日本赤十字看護大学学則
- 8-2 スウェーデン赤十字大学との「看護教育及び研究・開発に関する覚書」
- 8-3 平成24年度公開講座参加者アンケート
- 8-4 平成24年度ホームカミング・デー参加者アンケート
- 8-5 看護実践・研究・教育フロンティアセンター〈平成24年度実績報告書〉

第9章 管理運営・財務

第1節 管理運営

1. 前年度から持ち越した目標

(1)大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

(2)明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

(3)大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

(4)事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

①自己研鑽や外部での研修会・講習会も含んだ研修制度を確立する。

2. 現状の説明

(1)大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

①管理運営体制

本学は、学校法人日本赤十字学園が設置主体であり、理事長が監督し、予算については理事会の承認を受けるとともに、執行状況については日本赤十字学園の監査を受けている。

こうした体制の中で、学長が大学全体の管理運営責任を負い、学長を補佐する組織として経営会議、予算会議、将来構想推進協議会、政策企画会議、学長諮問委員会があり、最高の意思決定機関として教授会および研究科委員会がある。

②教授会

教授会は、日本赤十字看護大学学則・第7条に基づいて、学長、教授をもって構成する。教員人事に係る審議を除き、通常は准教授および講師を加えて運営している。定例では8月を除く毎月1回第2木曜日に開催し、学部の研究・教育の管理・運営に関する事項を審議する。そのほかに、入学者選抜試験の合否判定および卒業要件の認定等に係る審議のために臨時開催を行っている。教授会には日本赤十字看護大学教授会規程に基づいて幹事（職員）を置いている。

審議事項は次のとおりである。①教育、研究に関する事項、②教員人事に関する事項、③学科目の編成に関する事項、④学生の単位修得に関する事項、⑤学生の入学、退学、休学、転学および卒業認定に関する事項、⑥学生の諸活動および生活指導に関する事項、⑦学生の賞罰に関する事項、⑧学則の改正に関する事項、⑨学内教育施設に関する事項、⑩教育研究活動の自己点検と評価に関する事項、⑪その他学長が必要と認める事項。

教授会は、教育方針、教育内容等全般について審議するほか、学内将来構想委員会や経営会議等において先議された議題について審議する最終的な機関としての役割を担っている。

③研究科委員会

研究科委員会は、日本赤十字看護大学大学院学則・第8条に基づいて、学長、研究科長、教授をもって構成する。教員人事に係る審議を除き、通常は准教授および講師を加えて運営している。定例では8月を除く毎月1回第2木曜日に開催し、研究科の研究・教育の管

理・運営に関する事項を審議する。そのほかに、入学者選抜試験の合否判定および修了要件の認定等に係る審議のために臨時開催を行っている。研究科委員会には日本赤十字看護大学研究科委員会規程に基づいて幹事（職員）を置いている。

審議事項は次のとおりである。①教育、研究指導に関する事項、②研究科教員人事に関する事項、④学生の入学、退学、休学、転学および修了認定に関する事項、⑤研究科の点検及び評価に関する事項、⑥学位の授与に関する事、⑦その他学長が必要と認める事項。

研究科委員会は、教育方針、教育内容等全般について審議するほか、学内将来構想委員会や経営会議等において先議された議題について審議する最終的な機関としての役割を担っている。

(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

① 関連法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用

学内における諸規程の制定・改廃は、経営会議・教授会の議を経ている。その規程は学内教職員が閲覧できるよう、学内ネットワーク内に掲載し、さらに規程集として配付している。

② 学長、学部長・研究科長の権限と責任の明確化

本学は、学部は1学部1学科、そして大学院は1研究科2専攻を有し、学長のもとに学部長および研究科長を置いている。

教授会と学長との関係は、学長が教授会を主宰し、教授会での決定事項の最終決裁を行うという関係である。学部教授会は、学長は、本学の理念・目的を実現するために、本学のすべてに関して目を行き届かせ、問題を未然に防ぐとともに、社会状況の変化に応じて、本学の進むべき方向を明確にし、教授会に発議する。

学部長および研究科長は、本学の理念・目的を実現するために、学長を補佐するとともに、学部および研究科の教学に関する事項ならびに学部および研究科教員人事を分掌し、学部のすべてに関して目を行き届かせ、問題を未然に防ぐとともに、社会状況の変化に応じて、本学の進むべき方向を学長とともに協議する。

③ 学長選考および学部長・研究科長の選考方法の適切性

学長の選考に際して、「日本赤十字学園看護大学・短期大学学長候補者選考規程」（資料9-1-3）に基づき、学園が設置する学長候補者選考委員会にもとで審議され、理事長が選出結果を踏まえて、候補者を理事会の同意を得て任用する。

学長は、人格が高潔で学識に優れ、赤十字の人道理念を理解し、かつ、大学運営に識見を有し、教育研究活動を適切かつ効果的に運営できる能力がある人物として選考基準として明記されている。

学部長および研究科長等は、「学部長候補者選考規程」（資料9-1-4）および「研究科長候補者選考規程」（資料9-1-5）に基づき学内で選出される。

(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

① 事務組織の構成と人員配置の適切性

本学の事務組織構成は総務課（総務係、人事係）、経理課（経理係、管財係）、学務課（教務係、学生係、入試・広報係）、図書館課、武蔵野キャンパス事務課（事務係、管財係）で

第9章 管理運営・財務

ある。

②事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策

事務全体として事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策は講じていない。各課・係において改善・業務内容については適宜見直しをはかり、効率的業務への推進を行っている。

③職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用

本学事務組織において、採用・昇格等に関する諸規程がない。

(4)事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

①人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善

「学校法人日本赤十字学園職員勤務評価実施要綱」（資料 9-1-6）に基づき、毎年自己評価・直属上司による勤務・業務評価を行っている。ただし、処遇改善等を行われていない。

②スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施状況と有効性

職員研修に関しては、学内の研修会のほかに、学校法人日本赤十字学園、文部科学省、日本私立大学協会、看護系大学協会、私学共済等が実施している各種研修会に参加している（資料 9-1-7）。また、情報交換や相互研鑽などを目的とした私立大学庶務課長会に平成 24 年度に加盟した。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

- ・学長選考および学部長・研究科長の選考法の適切性は保たれている。
- ・学内および学外の研修会を利用した SD を継続している。

②改善すべき事項

- ・事務組織の構成と人員配置について、各課や係の規定人数が定まっておらず、配置も適切とは言えない。事務職員の採用・昇格等に関する規程が整備されていない。
- ・本学の SD はまだ不十分である。教学や国際交流、経理、情報システム等の専門分化に対応するために、外部機関が実施する研修会等に参加することが必要である。

4. 次年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

- ・外部の研修会・講演会への職員の参加を進めるとともに、職員の学内研修を実施する。

②改善すべき事項

- ・事務職員の採用・昇格等に関する規程を整備する。
- ・処遇改善や意欲・資質の向上のための対策を行う。
- ・FD・SD 委員会から事務局に SD の実施体制の検討を始めるよう要請する。

5. 根拠資料

9-1-1 学校法人日本赤十字学園寄附行為

9-1-2 学校法人日本赤十字学園理事会業務委任規程

- 9-1-3 学校法人日本赤十字学園看護大学・短期大学学長候補者選考規程
- 9-1-4 看護学部長候補者選考規程
- 9-1-5 看護学研究科長選考候補者規程
- 9-1-6 学校法人日本赤十字学園職員勤務評価実施要綱
- 9-1-7 外部研修会への参加状況

第2節 財務

1. 前年度から持ち越した目標

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

- ① 学生からの納付金の増加は見込めないために、外部資金のさらなる確保や奨学基金の確保等を図る。
- ② 教員の個人研究費は現状を確保しつつ、科学研究費補助金等の競争的外部資金を確保することで財政の健全化を図る。
- ③ 財政の健全性を保つために、外部資金による収入増加等を図っていく。

(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。

- ① 予算配分の細部にわたる見直しのために、全教職員の一層の理解と具体的協力を得る。
- ② 予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みを確立する。

2. 現状の説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

平成24年度決算では、帰属収入に対する学生生徒等納付金収入は67%であり、財政基盤上の最大の収入となっている。次いで、国庫補助金収入、事業収入、手数料収入となっている。消費支出は、人件費、教育研究経費、管理経費となっている。教育研究の十全な遂行と財政確保の両立を図るための制度・仕組みについて、本学では、予算委員会を中心に、学内計画に基づく財政計画による予算編成およびその適切な執行、事業展開を行なうことで教育研究の十全な遂行と財政確保の両立を図っている（資料9-2-1）。

(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。

本学の予算編成・予算内容周知のプロセスは、次のとおりである。

- ① 予算編成の基本方針の提示（11月）
- ② 学生数および教員数等に基づく経常予算の配分額決定（11月）
- ③ 予算申請書類提出（11月～12月）
- ④ 予算調整・ヒアリング（12月）（学部長、事務局長、予算申請責任者）
- ⑤ 予算会議開催（12月～1月）
- ⑥ 予算の概要説明書・資金収支予算書・消費収支予算書（1月）
- ⑦ 学校法人日本赤十字学園への予算案および事業計画の提出（1月）
- ⑧ 学校法人日本赤十字学園理事会による審議および承認（3月）
- ⑨ 予算決定通知（予算申請単位宛）（4月）

第9章 管理運営・財務

⑩予算内容の周知（4月）

⑪各部門・所管予算執行（4月）

予算申請は、学校法人会計基準に基づき行っている。また各部門においては目的分類を用いて、事業内容別予算額を把握できるようにしている。なお、使用申請時には教員別・研究課題別など、細分化した使用申請を実施しており、予算の適正管理に努めている。予算執行は、学校法人日本赤十字学園経理規程（以下「経理規程」という）等に基づき実施している。

固定資産の取得および物品の購入については、経理規程において担当主管課、調達請求の方法（手続）、調達決裁の専決範囲区分、発注および契約の方法、検収および支払いの方法を定め、適正な執行に努めている。

以上の手続きを経て実施された予算の執行額は、各部門において管理され、次年度以降の予算編成に活用している。

しかしながら、予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの導入状況について、現状においてそのような仕組みは整備されていない。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

- ・科学研究費補助金等の競争的外部資金を継続して確保する。

②改善すべき事項

- ・予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みを確立する。
- ・国庫補助金の増額に向けた政策対応を行う。
- ・寄付金確保に結びつく対策を行う。

4. 次年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

- ・科学研究費補助金等の競争的外部資金の確保に向けたさらなる働きかけを行う。

②改善すべき事項

- ・予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みを確立する。
- ・国庫補助金の増額に向けた政策対応を行う。
- ・寄付金確保に結びつく対策を行う。
- ・教職員の原価意識の熟成を図る。

5. 根拠資料

資料 9-2-1 学園ホームページ「財務公開」

<http://www.redcross.ac.jp/disclosure/financial.html>

第 10 章 内部質保証

1. 前年度から持ち越した目標

(1)大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

- ①平成22年度と平成23年度の自己点検・評価を行い、年報を発行する。
- ②平成22年度・平成23年度の自己点検・評価結果（年報）をホームページに公開する。
- ③大学基準協会の最新の評価項目に基づいて平成24年度の自己点検・評価を行う。

(2)内部質保証に関するシステムを整備しているか。

- ①自己点検・評価の結果に基づく改善・改革システムを確立する。

(3)内部質保証システムを適切に機能させているか。

- ①大学基準協会の助言を基に改善策を実施する。
- ②大学基準協会の助言に基づいて行った改善策をホームページに公開する。

2. 現状の説明

(1)大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

学則および大学院学則第2条に規定する自己点検・評価を行うために、大学評価規程（資料10-1）を制定し、学長の下に大学評価委員会を設置している。同委員会には、大学評価実施委員会および大学評価報告書編集委員会が置かれ、毎年、自己点検・評価報告書（年報）を発行することになっている。年報は日本赤十字社関係機関、看護系大学等に配布されるほか、そのPDFファイルは本学ホームページで公開されている（資料10-2）。

平成24年度は、刊行が遅れていた平成22年度と平成23年度の年報を1冊にまとめて12月に発行し、合わせて平成24年度年報を3月に発行した（ホームページでも公開した）。

(2)内部質保証に関するシステムを整備しているか。

上記のように規程、委員会組織は整備されている。しかし、その運用面で課題があり、自己点検・評価の実施が遅れ気味である。

(3)内部質保証システムを適切に機能させているか。

平成24年度は、PDCAサイクルの確立を各委員会・事務局各部署に求め、平成22年度から3年度分の報告書をまとめることができた。平成25年度は、年度始めに各委員会・事務局各部署の活動目標を教授会に報告し、年度末に達成状況を報告するというシステムを導入する予定である。

毎年の自己点検・評価を実施するにあたり学外者の意見を反映するシステムはまだ導入できていない。

平成21年度の大学基準協会による大学評価（認証評価）の指摘事項（助言）に対しては、平成25年7月までに改善報告書を提出する予定である。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

- ・年報（自己点検・評価報告書）の関係機関への送付およびホームページ公開により社会に対する説明責任を果たしている（資料 10-2）。

②改善すべき事項

- ・年度末には自己点検・評価の結果をまとめ、すみやかに年報を発行する態勢を確立するために、PDCA サイクルに基づく自己点検・評価を教職員に周知させる。
- ・点検・評価に学外者の意見を反映させる。

4. 次年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

- ・今後は、大学情報のホームページでの公開をより一層推進する。

②改善すべき事項

- ・年度始めの教授会において、各委員会等が前年度の PDCA サイクルの概要を報告する。
- ・学外者が自己点検・評価に参加することを検討する。

5. 根拠資料

10-1 大学評価規程

10-2 年報 PDF（本学ホームページの情報公開＞大学評価＞年報のページ）

終章

まず、各章で提起された課題の中から重要なものを以下にまとめる。

第 1 章（理念・目的）では、①新カリキュラムの評価、②卒業生・修了生に対する就職施設評価、等が課題としてあげられた。

第 2 章（教育研究組織）では、①教育研究組織の適切性についての検証内容・方法・時期について検討すること、等が課題としてあげられた。

第 3 章（教員・教員組織）では、①教員の教育力向上につながる体系的系統的な FD の実施、等が課題としてあげられた。

第 4 章（教育内容・方法・成果）では、学部教育の課題として、①学生の学習を支援するようなシラバスの改善、②学生参加型学習（アクティブラーニング）の導入、③新カリキュラム導入 1 年目の評価、④学生による授業評価の全科目実施と結果の公開、等があげられた。研究科教育については、①教育課程だけでなく教育目標や学位授与方針の適切性を定期的に検証すること、②社会人履修形態の広報、③学生による授業評価の全科目実施、④博士後期課程に在籍する学生の修業年限が長期化しないような体制づくり、等が課題としてあげられた。

第 5 章（学生の受け入れ）では、①新学習指導要領に基づいた入試科目の設定、②修士課程長期履修制度や共同大学院の広報、等が課題としてあげられた。

第 6 章（学生支援）では、①再編された学生生活・就職支援委員会規程の制定、②国家試験支援体制の強化、等が課題としてあげられた。

第 7 章（教育研究等環境）では、①資料分類等の統一について武蔵野館の将来構想に基づき検討、②学内の奨励研究費の応募者数の拡大、③学会誌投稿を支援する FD の実施、④卒業研究の PDF 化とホームページ上での公開、⑤研究倫理講習会の開催、等の課題があげられた。

第 8 章（社会連携・社会貢献）では、①社会連携・社会貢献の方針の明確化、②卒業生・修了生を対象としたホームカミング・デーの広報の改善、③認定教育課程の存続の検討、等が課題としてあげられた。

第 9 章（管理運営・財務）では、①事務組織の構成と人員配置についての規程類の整備、②SD の実施や外部研修会等への参加の奨励、等が課題としてあげられた。

第 10 章（内部質保証）では、①PDCA サイクルによる自己点検・評価の周知徹底、②評価の学外者参加を検討、等の課題があげられた。

大学全体としては、以上の課題を含め、平成 25 年度に最終年度を迎える学園第 1 期中期計画の目標達成に向けて積み残し課題の確認とそのクリアを組織的に進め、教職員間での共有を図っていききたい。そのなかで、序章で述べた課題を解決できるものと考えている。

さらに、第 2 期中期計画策定に向けて、教職員のみならず学生や保護者、同窓生と共に本学の将来構想に関する議論を高め、将来像を描き、着実な実現に向けての実施案と組織化を図ることとしたい。

**日本赤十字看護大学 年報
平成 24 年度
自己点検・評価報告書**

平成 25 年 12 月発行

発行者 日本赤十字看護大学

〈広尾キャンパス〉

〒150-0012 東京都渋谷区広尾 4-1-3

TEL 03(3409)0875(代表)

〈武蔵野キャンパス〉

〒180-8618 東京都武蔵野市境南町 1-26-33

TEL 0422(39)7546

印刷所 日本赤十字看護大学生生活協同組合

TEL 03(5468)5857

